第8回村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場 総合対策検討委員会

日 時 : 平成17年3月26日(土)

13:40~16:47

場 所 : 村田町沼辺地区公民館大ホール

1. 開 会

司会 それでは、委員の皆様がおそろいになりましたので、第8回村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場総合対策検討委員会を再開いたします。

配付資料につきましては、資料1として健康調査結果報告書を配付させていただいております。

午後の委員会は4時までの予定となっておりますので、よろしくお願いいたします。 それでは、規定によりまして犬飼委員長に議長をお願いいたします。

2.協議事項

犬飼委員長 それでは、全体会を開催いたします。

次第で最初に協議事項が3点ありますけれども、一つは健康調査結果、2番目が処分場の対策について、3番目その他ですが、最初に健康調査結果についてお諮りをいたします。資料が今日提出ありますので、御説明を事務局の方からお願いします。

(1)健康調査結果について

事務局 それでは、健康調査の報告を行います、県の健康対策課の課長の岩間でございます。 資料1に基づきまして報告いたします。

資料1にありますように、健康調査の結果報告書ということでございます。項目評価につきましては、分析評価を担当していただきました角田先生に本日出席をお願いしておりましたが、どうしても都合がつかないということでございましたので、私どもの方から御報告を申し上げます。

この健康調査につきましては、昨年7月12日に開催いたしました第2回検討委員会におきまして「住民の皆様方からのヒアリング調査」の実施について協議をされておりまして、犬飼委員長の方から、調査方法については住民側の委員の皆様方から提案してほしいというような御依頼をしておるものでございます。9月14日に守る会の皆様方から健康アンケートに係る要請があり、これを受けまして10月25日開催の第4回検討委員会で健康調査の実施について協議をさせていただき、調査事項及び調査の報告について御理解を賜ったものでございまして、それを受けまして実施したものでございます。

今年2月4日に開催いたしました第6回検討委員会におきまして、既に当該調査に係る分析 評価報告書(案)として角田先生によります分析評価の結果について中間報告を行ったところ でございます。その第6回の委員会の場におきまして、委員の皆様からさまざまな御意見等を いただきまして、その内容に検討を加えて本日健康調査の結果としてまとめたものでございま す。

それでは、報告書の内容について御説明申し上げますが、特に委員会で一度御説明しておりますので、本日は追加及びまたは精査した箇所を中心に御説明を申し上げたいと思います。

2月4日の委員会におきまして、鈴木庄亮委員ほか各委員から御指摘のありました調査の目的、調査の手法、アンケートの回収状況及び分析手法につきまして、項目を新たに設けて記載をすることといたしております。資料1の1ページないし2ページに新たにそうした部分を設けて記載をしたところでございます。調査目的及び手法につきましては、10月25日に開催をいたしました第4回検討委員会におきまして決定された内容を盛り込んだということでございます。

アンケートの回収結果につきましては、資料の2ページから5ページにかけて掲載をしております。回収率は69.37%、410通のうちQEESI問診票で3通、それから住民の皆様方からいただきました追加のアンケートということで12通の白紙回答があったところでございます。

また、アンケートの協力者と処分場の位置関係につきましては、別紙といたしまして25ページに掲載をしております。当該資料には住所記載のない3通を除いて170世帯のうち167世帯の位置関係を掲載しております。残り3世帯につきましては、地図の左側、沼田地区の方が2世帯、残りの1世帯につきましては今回の調査対象者の中で一番距離の遠い方で、前回調査からの協力者ということでございまして、この地図に掲載することができませんでしたので御了承お願いしたいと思います。

アンケートの回収状況につきましては2ページに、また回答者の性別、年齢別あるいは距離 別につきましては3ページに、また追加アンケートにつきましては4ページに掲載の一覧表の とおりでございます。

アンケートの質問への回答者数につきましては、それぞれ4ページの下段、5ページの上段の表のとおりでありますが、QEESI問診票における自由記載を除く質問に対する完全回答は273通、追加アンケートについては341通であったということです。

項目の3といたしまして、本調査におけるアンケートの分析手法について掲載をいたしました。5ページでございます。

それから、6ページの4のアンケートの分析・評価におきましては、追跡調査の結果におい

て各図表における比較対象者がまちまちであるとの御意見がありましたことから、これらにつきまして同種の比較グラフを掲載いたしたほか、各項目ごとにおける比較対象者の人数について提示をいたしたところでございます。

精査の結果、11ページの一番下にあります図9「認識症状での比較」におきまして、有意差があるのは2004年ではなくて2001年のものであることが判明いたしました。このことから、11ページの才のところにおける重症度の率が見直しされたところであります。この見直しに伴いまして、20ページに記載の「5の考案」の関係及び22ページに掲載の「6のまとめ」の関係部分の文章表現も見直しが行われたところでございます。

その他のことにつきましては、御指摘をいただいた事項について精査をいたしましたが、影響がなかったことから前回どおりの記載とさせていただいております。

全体の分析調査報告書案の文中に掲載の「使用したアンケート用紙の内容の概要」につきま しては、「資料3」として後ろに添付をすることといたしますので、御了承を願います。

以上が御指摘を受けたことについての前回からの検討事項でございます。

なお、2月4日開催の検討委員会における主な質問等に対する御回答でございますが、図3、8ページになります。図3の扱いにつきまして、非汚染地区と比較すべきであるとの御意見に対し、角田先生に確認をいたしましたところ、非汚染地域のデータは所有していないということで、比較することができなかったということでございます。

それから、8ページの図3、それと15ページの図14、それに21ページの図20を比較し、本件調査対象地域がデータ上において図20の汚染地域に近いか非汚染地域に近いか調査すべきであるとの意見をいただいたところでありますが、図20の同一データがないということで、状況の違いが比較できなかったということで判断することは難しいとの御回答をいただきました。

それから、有意性の比較対照のときにサンプル数が少ない場合の統計処理を行う際に、 値の修正というものがあるんだそうですが、それを行う必要はないかという御質問です。これ につきましては前回も行わなかったことから今回も行わなかったとのことでございます。

それから、最後になりますが、9ページの図4を15ページの図15と区別をしたかと、この点についてお尋ねをいただきました。図4は同一住民の症状数を2001年と2004年で見ているため分母が同数となっておりますが、図15は距離500メートルで分けているということから、分母となる人数が異なるということで、比較できるように頻度と表記をしたということでございます。

以上が今回の調査結果報告書でございます。よろしく御審議をお願いします。 犬飼委員長 以上の報告書が提出されました。

前々回、報告書の主要な部分は一応説明をいただいて、幾らか修正したものが本日報告書と して出されたということですけれども、これについて何か御意見ありましたら、お考えがあれ ばお聞きしたいと思います。

健康の問題ですので、何か佐藤委員御意見があればお願いしたいと思います。

佐藤(洋)委員 前の委員会のときにも申し上げたかと思うんですけれども、この健康調査を見てみると、産業廃棄物の近くにお住まいの方々に化学物質過敏症が非常に疑わしいあるいは疑わしいと判断される方たちが多いということは事実だろうと考えられます。前に県でやったTHIの調査あるいは2001年の調査等を考えみても、その原因となっているのはやはり産業廃棄物処理場から出てきたガスであろうということが主な原因と考えられる。ただ、非常にこの難しいのは、現在の曝露状況とこの症状がどういうふうに関連するのかというのは、残念ながらこの調査だけではわからないだろうというふうに私は思います。大体そんなところなんですが。

犬飼委員長 この調査だけで因果関係というか、はっきりしたものがわからないということですが、何かほかに考えられる方法というのはあるんでしょうか。

佐藤(洋)委員 ちょっと言葉が足りなかったかもしれないんですけれども、以前から申し上げますように、この調査の枠組みというのは化学物質過敏症の疑わしい人を探し出すのが目的の調査なので、これが現在の曝露とどう関連しているかということは、調査の枠組み自身からなかなかわからないことになろうかと思います。そういう意味では、現在の曝露とその症状との関連がどういうことになっているかというのはなかなか判断が難しいということになって、今の委員長のお話ですと何かほかに方法はあるのかということなんですけれども、外国の事例では持続的なモニタリングをしながら何回も何回も症状を尋ねていくというような調査がございますが、そういうような、今直近の曝露とそのときの症状がどういうふうに出ているのか、あるいは濃度が上がったときに症状を訴える人がふえるとか、あるいはその症状を訴えるパターンが例えば硫化水素なりあるいはガスに関係あるのだけがふえて関係のない症状は変動しないとか、そういうような極めて短い時間の変動を追いかけることができれば恐らくそれをとらえることはできると思いますけれども、ただ先ほどの専門部会で出ていた、紙の上で出ていた意見もあるかと思うんですけれども、現在のような低濃度の曝露でそういうような影響が出ることは極めて確率として低いと思いますし、また、何かそれをきちんと検証することは極めて

難しいだろうというふうに考えられます。

犬飼委員長 ほかにこの報告書について御意見がある方はいらっしゃいませんか。

阿部委員 質問というか、今の発言の確認なんですが、処分場から発生するガスと近隣住民の症状との間には何らかの関係はあるだろうと。だけれども、どのガスがどういう機序でこの症状を起こすのかと、そこまではわからないという、それすら調査のしようがないのではないかという趣旨の発言ときいていいんでしょうか。

佐藤(洋)委員 いえ、ちょっとそれは違うと思います。現在の曝露状況と今症状があることについての関係ははっきりさせることは難しいでしょうということです。これは化学物質過敏症の調査ですから、過去に何か曝露があって化学物質過敏症になった人たちがいるよということは非常に疑わしいという結果ですよね。だけれども、それが今の曝露状況でこの症状が出ているということにはならない。そういうことなんですけれども。ですから、過去の出来事によって影響されている可能性が非常に高いだろうというふうに私は理解しているんです。

犬飼委員長 過敏症というのは、一度なるとそのガスが仮に現在なくともその過敏症というのは続くということはあるわけですよね。

佐藤(洋)委員 過敏症ですから、全くゼロではなくて、通常過敏症でない人たちが反応しないようなレベルでも反応する人がいるというのは多分過敏症の定義だろうと思うんですけれども、厳密にはもうちょっと違う定義があると思いますけれども、簡単にはそう考えていただいていいと思います。

岡委員 この健康調査結果については私たち納得できるんですけれども、19日の日に県の方から産廃処分場の説明会があったんです。そのときも一般住民から言われたんですけれども、あそこの処分場のところから150メートルぐらいのところに住んでいた方が、どうしても我慢できないということで2キロぐらい先に新しい家を建てて移転したら途端に健康状態がよくなって、子供も病院に通わなくなったとか、そういう状態がはっきり出ているんです。ですから、やっぱりあそこにいる限りは何らかの曝露でもって健康が害されるということが恐らくあると思うんです。あと、そのほかに2人ほど別のところ、仙台の方に出ていったり、槻木の方に出ていったり、その人たちも健康の状態か全然違うというんだね。だから、やっぱり私らからすれば処分場から出るガスかなんかの物質が影響しているんだろというふうに思っているわけです。ですから、この健康調査についても大体そういう形が出ているのかなと思っております。

鈴木(健)委員 先ほど住民の意見の中で一番先に発言をしていましたのが私の女房なんです

けれども、その発言の中に実は孫たちが中学校のわきの新若宮というところに住んでいたんです。それで、あそこは中学校の方でよくガスの硫化水素のモニタリングでよく出ているというところなんですけれども、そこからちょっと東側の方が新若宮というところなんですが、そこに借家で住んでいたんです。ところが、今月の10日ごろ、とにかくここはやはり子供たちが住むところでないというふうなこともありまして大河原に移転をしました。そうしたら、その後、鼻水が出たり風邪をひきやすかったりしたのが全く今は症状が違うんです。これは明らかに空気のせいだと私は思っているんです。ですから、今の議論になったように、確かに科学的な調査とかそういったことで結びつけるのは極めて不十分だとか、断定できないというふうに言っても、私は生活の感覚の中でそういったことを直接証明できるというふうに思っています。犬飼委員長 あのこの報告書にこれも資料として健康対策を考えていきたいと思いますが。この報告書の件ですね。はいどうぞ、佐藤委員。

佐藤(正)委員 午前中の専門部会にもこのことではなくて、どうするんだというふうな話かあったわけです。このことを織り込み済みなのかと思ったらそうではないと。まだやっと今正式に発表された段階。そうすると、午前中にやったのももっとこの調査結果を織り込みしたならば、もう少し違う結論に達したのではなかろうかと思っているところもあります。それで、23ページの(3)まとめ、一番最後ですね。ここには「3年前に比べて症状の程度には大きな変化はみられないが、慢性的な気道などの粘膜を刺激するガスの影響が続き、それに起因する症状が続いており、さまざまな化学物質に大して過敏になりつつある傾向があると考えられた」ということで、これはもう住民側の調査でも何でもなくて、県が主体的に行った調査であるということも考えれば、影響はあるんだよというふうに、これの評価をどうしますかということではないのではないですか。結果としてこういうふうに出ているんだから、これを織り込みしなかったならば対策なんかできないよなというふうに考えていただきたいと、切にそう思っております。3年前からこの調査にかかわってきた者の一人としてもそのように思います。

(2)処分場の対策について

犬飼委員長 それでは、以上のいろいろな資料、既に出されている調査結果等を踏まえて、協議事項の2番目ですが、対策を協議していただきたいと思います。

この全体会の前、1時間半ほど専門部会でも議論をしていただきましたが、これについているいる御意見をお聞きしたいというふうに思いますが、何かその前に佐藤委員は御発言があり

ますか。

佐藤(正)委員 全体的に、我々再生委員会と言っていますので再生委員会と言わせていただきたいと思うんですが、我々再生委員会のものの考え方というか、その辺に関して多少お願いやら疑義をただしたかったことがございます。それで、冒頭に知事が「汚染が外に漏れていないようで安心しております」というふうな発言をなさったわけです。冒頭で知事がそういうふうに言われました。それで、そんなことだれが言ったのというふうに、だれが知事にそんなことをレクしたのというふうなのが一番問題だろうなと思っているわけです。犬飼委員長がまとめて知事に報告するということにはなっているはずですけれども、我々汚染が外に広がっていないというふうなことを結論づけた覚えはない。「ないかもしれないよな」というふうな言い方は随分ありましたけれども、「ないよな」というふうな話で委員会が「そうだ、そうだ」と言ったおぼえはないと。そうすると、犬飼委員長が間違えた情報を知事にレクしたのかと。でなければ、どこからどういうふうに漏れたんでしょうか。廃対のえらい人が知事のところに行って「実は外に汚染は漏れていませんでした、よかったです」というふうな虚偽の報告をしたのか、その辺は非常に大きなことなので、ここのところは廃対からのちゃんとした返事をもらわなければならない。犬飼委員長からも返事をもらわなければならないと思っております。これがこの会の性格であるというふうに思っているところでございます。

それから、ついでに申し上げると、私たち自身が竹の内のことをかぎ括弧つきで竹の内、B級の土地だというふうな言い方で言ってしまいがちなんですが、竹の内は決してB級の土地だというふうに法律的に決められたわけでも何でもないよ。ひょっとしたらば、あそこは県営住宅の造成候補地になって売り出されるかもしれない。自然に恵まれたパリアフリーの農地つき1級住宅地になっても不思議ではないわけです。それで、我々それを買うか買わないかということなんです、問題は。私たちが買いたい、そういう買いたいような土地に戻してください、これは当たり前の話で、あそこはB級になったから売れませんよと言われる人がいれば法律の何条にそういうふうなことが書いてあるのか。人の土地ではありません。私たちの土地でA級の土地なんですね。自然に恵まれたA級の土地、そういうのに戻してください。目の前に佐藤先生がおいでなので、佐藤先生、あそこが住宅地として売り出されたときに買うか買わないか、どういうふうなことをクリアしたらば買うんだと、それは犬飼委員長も同じことで、どういうふうにしたらば買うんですかと。私も買いたいと思うんです。そういうふうな観点でものを見ていかなかったらば、何もまとまらないんだろうなというふうに思っているわけです。そういうふうな委員は、悪いけれども本当は要らないんだと。そこまでやろうと思わない委員の方が

いたとすれば、そういう人は申しわけないけれども要りませんよ。我々やっぱりA級の土地ですので、そこのところをまくらに置いて進めていただきたかったということがございます。

それで、竹の内のあそこにあるのは我々もB級みたいに感じているんですが、県のお墨つきであそこにあのままの状態であるわけです。それをどういうふうに改善しなければならないのかというのは我々の課題だというふうに思っております。そういうふうな観点で進めていただければということでございます。

犬飼委員長 最初の御質問で私が何か知事に報告をしたのに基づいて知事があいさつしたのではないかというふうなお話ですけれども、私は全くそれはしておりませんので、私が検討会の内容を何かまとめて報告したとかそういうことは全くありません。

それから、知事は知事で先ほどごあいさつされたし、いろいろ事務局を通して資料等を見ているんだとは思いますけれども、検討会は全く知事のあいさつとは別に御意見を述べていただいて結構ですので、そういうことでいいですか。

浅野知事 はい、議長。これは私の発言でございますので、どうぞ事務局を責めないで、責めるなら私を責めていただきたい。これは今御発言があったように、これを字義どおりにとればおかしいとおっしゃるのは当然かもしれません。その意味ではちょっと正確なごあいさつにならなかったかもしれないんですけれども、今手元にあいさつ要旨がありましたので振り返りますと、今、御指摘されたところは「今のところ周辺環境への影響が出ていないということが明らかになりました。そこでひとまず安心しました」と、ここはおかしいじゃないかと。そのすぐ後に「いまだに悪臭が発生しているという事実に変化はありません」というふうにも申し上げています。これは実は今の少し誤解されるのが当たり前のような言い方でした。これは内容としては、あそこから出されている地下水の部分が、そこに基準量以上の有害な物質がないということだけを言えばいいのに、こんなふうにもうちょっと広く断定的にとられるような言い方をしてしまったというのは私のミスでございますので、その分についてはおわびして訂正をします。言いたかった趣旨は、もう少し限られた水質の部分についての基準以下であるということで安心したということですので、少し広くとられると今おっしゃったようにおかしいじゃないかという御指摘はそのとおりだと思いますので、その部分の言い方は訂正させて、もう少し明確に今のような意味だということで訂正させていただきたいと思います。

佐藤(正)委員 お答えありがとうございました。少しは安心したかなというところがありますが、実は現場で皆さんの調査担当していただいた会社の方、実はずっと竹の内とずっと長いことかかわり合ってきまして、やっとここまで来たかというふうな感じはしていたんです。我

々95%の情報を持っていたのが県の廃対は5%ぐらいしか持っていなかったよというような ことがございます。建設技術研究所で調査をなさって、やっと90%ぐらいまでいったんだよ というふうな気持ちではいたんですが、実はまだまだ下敷きにするべき情報が足りなかった。 住民にもっともっと聞いてほしかった。我々も逃げていまして、積極的に情報をおあげするこ とはしなかったんですが、それは反省すべきなんですけれども、例えば地下の様子とか、地下 水が一番今問題視されているということなんですが、地下の様子はこうだったんだよとかああ だったんだよとかというのは、まだまだ我々皆さんの方に、県の廃対にはあげません、この情 報を。鼻をかんで投げるだけですので、建設技術の人たちにはまだまだ我々おあげすべきだっ たんだろうなと思うんです。正確な下絵ができていなかったところに調査がやられてしまった と。地下水が外に流れていないよなんていうのは、どこからどういうふうにチャートを読んだ らそんなことが言えるのかというのはいまだに思っております。地下の様子はこうなんだとい うのは、略図でも今書けばすぐできるわけです。そういう意味できちっとした100%信頼で きるような調査ではなかったんだよというふうな思いはまだ捨てきれないわけです。そこから 出てきたデータでああだ、こうだと言われると、これもまた心外だというのがございます。そ のことを申し上げたかったということなのです。ただ、100%だめだということではなくて、 かなり進みました、御苦労さまでした、ありがとうございましたと。ただ、正確にやるにはま だまだ別だったよというふうな気持ちが中にありますということです。

犬飼委員長 1年間という期限が限定された中では、大体できることはやってもらったという ふうには思います。それで、議事を進めたいと思いますが、対策について協議していただきた いと思います。この対策も恒久対策と緊急対策とがあって、恒久対策は基本的な考え方が大き く分かれるということで、なかなかまとめるのは大変かなと思いますが、それもできるだけま とめたいと思いますけれども、緊急対策については御意見がまとまるのではないかなという感 じもしまして、これについて最初お諮りをして、そしてあと恒久対策について検討を加えたい というふうに思うんですが、いかがですか。

阿部委員 先ほど建設技術研究所の方も言っておられたんですが、恒久対策をどうするかによっても緊急対策は変わってき得るということからすると、恒久対策についてまず意見を募って みるという方がよろしいのではないかと思います。

犬飼委員長 ただ、先ほど建設技研さんが言われたのは、恒久対策も考えないで緊急対策をやると、その緊急対策が恒久対策をとるためにすぐにもう一回やり直さなければならないとかということで経済的に不経済になるという趣旨かなというふうに私は思ったんですが、そういう

意味では経済性を考えなければ、もう一回やり直すということを考えなければ、緊急対策から 始めてもいいのかなと思っています。

井上部会長 先ほど専門部会を開催させていただきまして、専門部会としては恒久対策についてはまだ現状ではいろんな意見がございまして意見をまとめるということができない、これが専門部会の現状でございます。そのかわりと言ってはおかしいんですが、今、地域周辺住民の方が本当に苦しんでいらっしゃるということで、それに対応する対策はないかということで恒久対策の前に緊急対策の議論をさせていただきましたけれども、少なくとも私どもの専門部会で出されているような案でいいかどうか。一応専門部会としてはその前に責任をもって緊急対策について出された案を議論をして、その上で少し修正をさせていただいて緊急対策の案を出させていただいているわけですけれども、それについて御意見をいただくというのは専門部会の部会長としてはお願い申し上げたいと思います。専門の部会としては、実は責任を持たなければいけなかった全体の意見をまとめることができなかった、部会長として責任もございますけれども、それについてもできましたら後ほど少し専門部会の方も含めてですけれども、少し私の意見も含めて、もう一度専門部会をどういう形で開ければいいのかというようなことを議論を、時間がありましたらさせていただきたいというふうに思います。

鈴木(健)委員 それでは、ちょっと私の方から緊急対策に関して、ここに資料がありましたけれども、ちょっと渡してください。

今、お渡しをしておりますけれども、先ほどの専門委員会で議論されました緊急対策の例、 資料2、これでは私は極めて不十分と。すなわち法面に遮水シートを張って、そして今までの 排水路を若干修正というか、手直しをしてという程度のこれではやはり極めてこれは住民の先 ほどの被害の状況なり、そういったことを踏まえていないというふうに思いますので、若干私 の方から今提起をさせていただきたい。

それで、まず水の対策につきまして、やはりキャッピングですね。これを施工して廃棄物層への雨水の侵入を防ぐというようなことです。それから、2点目としては、雨水排水路を設置し、水を安全に下流に放流する。つまり、周りに全部雨水排水路を回して、そして処分場に入らないようにして安全に下流に放流すると。3番目としては、バリア井戸から浸出水をくみ上げまして、水処理施設にて浄化する。それから、処分場入り口付近にやはり遮水壁、本格的なものかどうかわかりませんけれども、暫定的であってもやはり鉛直遮水壁を設けて浸出水の流出を防ぐと、こういうことが必要であると。

それから、ガスの対策。これは有孔ヒューム管などを壁面だとかそういったところに敷設し

まして、それによっていわゆるガスを集めて、それを活性炭などによってそれを処理すると、こういうガス処理等をつける。こういうことでガスの対策を全部集めてやると、こういうのがやはりぜひ必要だろうというふうに思うんです。

それから、あと恒久対策につきましては、これは恐らく私たちは全面撤去としてほしいと思 っていますけれども、とにかく時間がかかるというのであれば、この委員会を一旦とにかく改 装をしまして、例えば再生委員会みたいなことを設けて住民と県が協議の場を別に設定すると か、そういうことでこの恒久対策について時間をかけてやるならやるということが一案ではな いかというふうに考えているんですが、いずれ恒久対策につきましても、ここで結論を出さ出 せれば一番いいんですけれども、ぜひ全量撤去をすると。これはなぜ全量撤去かというと、こ れは違法廃棄物をとにかく枠外に、許可範囲外に入れているし、それから安定5品目以外のや つが入っていることは明らかなわけです。したがって、許可内の産廃物であっても、これは明 らかに有害物質が出ているわけですから、先ほど何か資料の中に、これは専門委員会の資料1 にベンゼンのことがちょっと書いてありましたけれども、ベンゼンは50検体の中の2つと、 それから13地点の中の2つと、こういった地点から基準を超えるベンゼンが出ていますよと いうことでありますけれども、以前に出されました中間報告の中では、これはベンゼンは14 5 地点で調査したうち 7 6 か所から、半数以上から基準値を超えるベンゼンが出ているわけで す。この部分の評価はこれに全然載っていないんじゃないですか。それで13地点のうち二つ だなんていうことを言っていること自体私は問題があるというふうに思います。この中間報告 書の中にベンゼンの調べた、いわゆるポータブルGCの数字の中に数えてみますと145カ所 やったうち76カ所から基準値の0.05を超える数値が出ているわけです。これらについて 何らここで評価していないで、いかにも現状の廃棄物は有害性があるとは考えられないという ような、そういう評価をしていること自体、私は問題があるのではないかと思います。したが って、これはもういろいろどの程度の被害かというふうなことではなくて、これは法的に言っ ても違法廃棄物を入れている、有害物が出ている、したがってこれは撤去しかないわけです。 そういうことでぜひ十分な議論をお願いしたいと思っています。

犬飼委員長 今、鈴木委員から出された水対策、ガス対策の緊急対策というのは、建設技研で 出された中の、恒久対策的なケース6ぐらいにあるような気はするわけですけれども、井上部 会長、専門部会でまとまった緊急対策についてもう一度簡単にご報告いただけますか。

井上部会長 先ほど専門部会の結論を言わなかったんですが、皆様もう御存じかと思って言いませんでしたが、基本的には法面、東側面の法面の対策は遮水シートをつけて、それから透水

マットが入って、それで雨水を完全に排除するということと、その下部に有孔管の暗渠を入れて処分場から出てくる水をそこで集める。ここまで低くしていますと、先ほどは言いませんでしたけれども、逆からの水田側からの水も入ってくるという形になりますので、この民地と書いてあるほうには水の、地下水の流れは起こらないということが生じます。先ほどは専門部会だったのでそこまでの説明はしていませんでしたけれども、そういうことでここの部分については特に悪臭の測定の4か所の測定値がございましたけれども、その中で一番悪臭の発生が多い地点だということから考えて、ここの部分の緊急対策は必要だということが一つは結論づけられました。

もう一つ大事なのは、私もちょっと言っておりましたけれども、埋立地の表面部分についてですが、その部分について場所によってガスが出てくる部分、それから40センチだったでしょうか、覆土が非常に少ない場所があるということがございますから、そういうガスが出てくる、あるいはガスが出てきていると思われるようなところについてスポット的にその部分を緊急対策として覆土を行うというような対策をして、とりあえず緊急対策としてどのくらい改善されるかを見るという、これが一番現状ではいいだろうと、そういう結論を出させていただきましたということでございます。

犬飼委員長 この資料2の緊急対策の例なんですけれども、今現在雨水排水路に地中からの水が流れ込んでいる。少しコンクリートの裂け目だとかがあって、そこから流れ込んでいて、それがどうもにおいになっているのではないかなというふうなことも考えられるわけですけれども、この方策をとるとそういう割れ目から雨水排水路に浸透水が出ていくということはないでしょうかね。

井上部会長 この下に暗渠をつくってあげれば、これが満水状態にならない限りは地下水面はここから雨水の排水路と書いてあるところに達することはないと考えられますので、ここをたとえ少々、シールはすると思うんですけれども、シールをしてしまうところがちょっとあいていたとしても、逆に下に流れ込むことはあるかもしれませんけれども、出ていくことはないだろうという判断だと私は思います。そこまでの議論はしていませんが、私の今までの経験・知識からいうと、上に水が出ていくことはないという判断でございます。

犬飼委員長 法面に透水マットを敷くものですから、この法面から水が入るということはない と思うんですけれども、上の方に降った水だとか流れ込んだ水がちょうど法面の下のあたりを 通って雨水排水路の割れ目のところから出ていくというふうなことはないですか。

井上部会長 現状で、私は雨が降ったときにどのくらい雨天時にどのくらい側溝から出てきた

かというのを観察したことはありませんので詳しくは言えません。言えないんですが、内部の 透水係数とかいろんなことから見て、現状ではここにマットを敷き、それから下に暗渠を掘る。 ここの暗渠の部分は恐らく透水係数の高い砂利程度のものを入れることになると思いますけれ ども、そうするとその集排水のところから出ていくということはないし、恐らくこういう形に していますと上の部分は止水コンクリートにしてしまわないと、要するに目張りをしておかな いと下に水が落ちてしまうんです。私は先ほど言いませんでしたけれども、目張りをしていな かったら上の雨水排水路というのは下にじゃあじゃあ漏れてしまいますので、目張りをされた 状態の止水型の水路になると思いますので、そういうことは起こらないというふうに思います。 技研さん、よろしいですか。そのとおりですね。

鈴木(健)委員ですから、今の緊急対策の案では私どもは不十分だと。いわゆる今の排水路に若干手直しをして、斜面には遮水シートを張るという、その程度ではやはり今のガス発生の状況について無害化することはできないというふうに言っているんです。ですから、やはり処分場そのものに降った雨をまずそこは廃棄物の中に浸透させないという面で、やっぱりキャッピングすべきだろうということなんです。そうしなければ、全面からガスが出ているわけですから。ですから、やはりキャッピングをして、そして遮水壁そのものについてはこれは恒久的になるのかどうかわかりませんけれども、それはそれとしても、できればそれもやってもらいたい。結局、あとガスの対策も、これも発生ガスを発散しているものをどう処理するかというのはここの案にはないわけです。つまり集めて処理をすると。これは水を集めて処理するとなっているけれども、発生ガスそのものを集めて処理しなければだめなわけです。したがって、1メートルぐらいの深度のところに有孔ヒューム管を縦横にメッシュ状に入れてガスを集めて処理をするという方法がどうしても必要になってくるだろうと思うんです。水対策は確かに、あるいはまたパリア井戸からやるものは出ているけれども、全面から出ているガスに対する対策はこの中には出てこないわけなので、依然としてガスは発生するのではないかと思うんですね。

犬飼委員長 ガス対策用の緊急対策というのは、先ほど示された資料には入っておるかどうか ということはどうでしょうか。

井上部会長 ガス対策については議論はしませんでした。しなかった理由は、私の勝手な理由 もあったんですが、その対策のところで言ったのかな、原田委員が質問された時に、内部に入 っている有機物が、ボーリングコアの、それから保有水の水質がどの程度あるのかということ を説明したというふうに思います。その中でどこのボーリングの地点にそういう地点が集中し

ていたか、それから温度も同じような場所に高温の部分があったかというのを御説明をしたわ けですが、ひょっとしたら全員の皆様に言っている意味がわからなかったのかもしれません。 要するにボーリング地点を決めたときには、その地点を決めるために電気探査という方法でど のあたりにごみが入っているかということと、表面から穴を掘って、1メートルと覆土層との 間に温度計を入れましてそれで内部の温度を計りまして、どこが温度が高いかというのを調べ た。それと電気探査をやってどのあたりにごみが多く入っているかということを調べて、そし てその上でそれは30メートルメッシュで温度を計ってガスも計っておりますけれども、そう いうものからボーリングの位置を決めた。それで、ボーリングコアから出てきたコアの中の組 成を見てあげる。それから、保有水のBODの濃度、有機物がどのぐらいあるかというのを見 てあげた。そういうことから、最大BODが160ぐらいのところがございました。そういう ものを総合的に判断をしてあげると、私が最終処分をやっている研究者として言いますと、今 後、どうもそれほど多くのガスが出る可能性は少ない。今出ているガス抜き管が2リットル毎 分出ているところがありますけれども、そういうことの判断の上、現状のところでは一番問題 になっているところがこういう法面の場所だから、このシートを張ってとりあえずは抑えてお くということで何とかなるかなと。あとは次の恒久対策につなぐところで機能性の覆土カバー をすると。その前に私はきょう覆土カバーの話をちょっとしたんですが、恒久対策との間で決 まるからという話になったりしたものですから、現状最も緊急にやらなければいけないのは何 かということを考えた場合には、こういった対策になるのではないだろうかと。あとは時間の スケール、どのぐらいの時間でやってあげるかということになるかと思うんです。とりあえず 緊急にやるところは何かということを考えたら、こういうことになるのではないだろうかとい うことでございます。

犬飼委員長 資料2の緊急対策の例でこの図面の下の方に有孔管というのが設置されるということになっているんですけれども、ちょうどこの辺、これが想定されている場所というのは東側の側溝だと思うんですけれども、あの辺が臭うわけですね。これについては単に水だけではなくて、こういう有孔管を設置するということで、ここでガスを集めて外に出さないようにすると。少なくともガスは出さないと。何らかの処理をして出すというふうな、そういう意味ではガス対策にもなっている、一番においのひどいところは。そういうふうな理解でいいですか。阿部委員 私は竹の内産廃からいのちと環境を守る会のこの案に賛成をしたいと思っています。私の今回の今日の発言の論理の組み立てが恒久案から来ていたものですから、ちょっと先走りになるかもしれませんけれども、そちらからお話をさせていただきたいと思っています。

恒久案というためには、やはり処分場の廃止ということを前提とせざるを得ないだろうと思 っております。となれば、やはり廃止基準というものを満たす必要があるでしょうと。その場 合に廃止基準であれば、例えば悪臭が発散しないような措置ですとか、地下水の水質が基準に 適合するとか、埋立地からガスが発生しない、あるいは増加が2年以上にわたり認められない とか、埋立地の内部が周辺の地中温度に比べて異常な高温になっていないとか、おおむね50 センチ以上の覆いにより閉鎖されているだとかということがあるんですが、最後に生活環境保 全の上で支障が生じてこないことということも要件になっております。前回から生活環境保全 での支障がないとかあるかということを抽象的に議論していたので、具体的にどういう定義が あるのかなとさまざまに当たってみると、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等を平成24 年度までの間に計画的かつ着実に推進するための基本的な方針という平成15年10月3日付 け環境省告示104号という中で次のような定義があります。「生活環境保全上支障が生じ、 または生ずるおそれとは、社会通年に従って一般的に理解される生活環境に加え、人の生活に 密接な関係のある財産または人の生活に密接な関係のある動植物もしくはその生育環境に何ら かの支障が生じ、または通常人をしてそのおそれがあると思わせるに相当な状態が生ずること をいう」というふうに定義されております。これは特措法を適切に実施するための基本方針の 中であるんですが、その特措法の制定趣旨という中で、同じ方針の中で、「不法投棄等の産業 廃棄物の不適正な処分は、公共の水域及び地下水の汚染、産業廃棄物の飛散流出等地域の生活 環境の保全上の支障を生じさせているばかりでなく、投棄された産業廃棄物が国民の目に見え る形で長期間放置されることにより、現在行われている及び将来にわたり行われる産業廃棄物 処理に対しても同様に不適正処分がされている、されるのではないかとの国民の不信感を引き 起こす等循環型の社会の形成を阻害する要因となっている」というのがまさに特措法の立法趣 旨であり、特措法上で定義するところの生活環境全体の支障であります。とすれば、本件、こ の竹の内処分場にあって廃止のために、生活環境への支障がないという場合には、やはりこれ は私は撤去以外にないのではないかというのが、法解釈上からの意見です。

また、今、廃棄物関係からの観点ですけれども、ほかの法令との関係を考えてみますと、ここは農地ですから、恒久対策、もう一切農地に戻さないという場合には、農地法上の問題が何らか生じてこないか、そこはちょっとクリアできるのかというのが一つ。あとは、農地ですから赤線、青線、いわゆる法定外公共財産と言われるものがあるはずです。ないはずがない。そうすると、国有財産法上の問題が生じてこないのかというものが一つ。これは一番大きいと思うんですが、あとはここは地権者が当然います。ここは恐らく将来的に一般的な利用及び処分

はされない場所になるはずです、恒久対策をとった場合に。所有権、つまり財産権の制限として果たして恒久対策のようなものをやったものが財産権の制限、所有権の制限として許容されるのかというのは大きな問題と思うわけです。これについては県は地権者にも責任があるのではないんですかという議論があるのかもしれませんが、それは悪いもの同士がなすり合っているという関係だと思うんです。廃棄物処理の監督権限があるのは宮城県でありますから、そこまでの財産権の制限を地権者に課すのは酷と考えられます。

先ほどまで話しましたようなことを総合考慮しますと、私は全面撤去という方策をとるべき だろうと。加えて、角田医師の報告書を見ても、住民の健康被害というのは私は明らかだと思 っています。そこに廃棄物があるからそういう症状があるということまでも広い意味で考えあ わせれば、その健康被害というのはもう本当に明らかだろうと思います。

それで、問題になるのは経済性になってくるんだろうと思うんですが、この点について試算として、700億円以上みたいな試算が前回出ていたので、この委員会の前に廃棄物対策課のほうにその対策工事期間ですとか経済性の算出根拠をどうやって出したんですか、教えてくださいという質問をしていたところですが、それについての回答は全部これはそのまま読みますが「さて、御照会の前回委員会で示された各対策案の対策工事期間と経済性についての算出根拠との御質問ですが、これはコンサルタント会社(建設技術研究所)が他県の例や会社の実績等を竹の内地区産業廃棄物最終処分場に当てはめ、大まかに算出した数字とのことです」ということで、全く数字の根拠がないもので、この数字がひとり歩きするというのは非常に怖い。つまり経済性の問題は、さらにもっと議論の余地があるというふうに思っておりますので、この経済性をこの段階で議論の台座に上げるというのは私は反対したいというふうに思います。

恒久対策としては、私は全量撤去しかないというふうに思いますが、とは言っても何も手をこまねいているというわけにはいかんというふうに思っております。そうすると、まさに応急対策としては建設技術研究所が出したところのケース3ないし6、この手法が応急対策としていいんだろうというふうに思っております。あくまでもこれは恒久対策としてではなくて、応急措置、緊急措置としてやるべきものだと思います。ケース3ないし6については、細かな点の違いはありますけれども、この処分場ではそのうちどれが一番有効なのか、まあ応急措置ですからここは経済性、どれが一番安いのかという議論もあってしかるべきだと思います。そういう意味でこの案が応急措置としては適切ということです。なので、ちょっと話は長くなりましたが、緊急対策としては守る会も同じ案だと思いますので、意見、そういうのがいいのではないかというのが私の意見です。

犬飼委員長 応急措置として、大体どれぐらいの期間がかかるのかということも一応考えなければならないと思うんです。応急措置として10年も20年もかかる、あるいは3年も5年もかかるというのではなくて、とにかく今すぐやれるという範囲で何をやれるかというのが当面の緊急対策かと思うんです。そういう意味では、今阿部委員が言われた3から6というの、これも結構期間がかかる対策なんです。そういう意味では、やっぱり今すぐできると、3から6までが緊急対策としてするかどうかは別にして、恒久対策ではなくて緊急対策をとるかどうかというのはいろいろ考え方があるでしょうけれども、ただやっぱり半年なりでやれるものをやりたいというのが今議題になっている緊急対策ではないかと思うんですけれども、どうですか。阿部委員 その期間なりについても問い合わせをしたところ、大まかに算出した数値ということですから、2年かかるということもそれはどうなのかと。つまり予算のつけ方とか工事の仕方によって私は半年で十分可能なのではないかというふうに思っております。

犬飼委員長 じゃあ、建設技研さんのほうで、大体今までの経験だとかに基づいてどれくらいのケース3ないし6というのがどれぐらいの期間がかかるか、ここに一応書いてあるんですけれども、その根拠なりをお示しいただきたいと思います。

建設技術研究所 まず、皆さんに御理解いただきたいのは、例えば先ほど鈴木委員の方から御 意見のありました覆土のほうを先にやるべきだと。今の我々の方で原案を御提案させていただ きました緊急対策は不十分であると。当然緊急で、今委員長におっしゃっていただいたように すぐにできる対策としては、やはりこういう形の非常に斜面ののり面のところでカバーすると いう案は非常に汎用性の高い、あとケースどの案を選んでいただいてもほぼこの案は可能だと いうケースでございますので、即効性が非常にあるということで、今周辺住民の皆さんが非常 に困っていらっしゃるということに対して非常に即効性があると。すぐできるということで非 常に有効だと我々は考えております。逆に覆土ということになりますと、これは今の土を敷き なおすのか、それともよそからまた土を持ってきてそこにもう一回さらに厚みを増すのかとい ういろいろな案があります。井上部会長のほうからありましたように、いろんな機能性、将来 のことを考えてどんな遮水機能を持たせるのか、あるいはどういうガスの中和機能を持たせる のか、あるいは雨水の排水機能を持たせるのか、いろいろなことがありますので、例えば単に 土を持ってきてばっと敷きならせばいいんだというものではないですね。一回やってしまうと、 また今度それを恒久対策のためにまた撤去してということになりますし、考えていただきたい のは、よそから土を盛りますと、当然荷重がふえるわけです。そうすると、今せっかく落ちつ いているものが上に土の厚みを増すことによって今まで以上の荷重がかかります。どういうこ

とが起こるかというと、厚密で沈下が起こって絞り出しという現象が起こります。そうすると、今の周辺環境をより危険にさらすようなことをその行為がやってしまうということもあるんです。ですから、我々としてはトータルですべてを考えまして、それで順序よくやっていくと。そういうふうな中で我々もちょっと御説明不足のところでその辺の細かいことまでは説明抜きでいきなりこういうのを出すので、非常に誤解を受けてしまうことが申しわけなく思っているんですが、そういう意味で我々としてはすぐにできて効果があるのはこういう方法です。覆土という方法は、やはりよくよく考えて、将来撤去するのか、ここに置いておくのかということまで考えた上で慎重にやらなければ、二次環境汚染みたいなものを引き起こすような案を安易に選択してはだめだということは、これは我々こういうことを専門でやっている専門の人間から御提案といいますか、そういうことを御説明申し上げたいと思います。

犬飼委員長 技研さんでつくった対策一覧表で雨水浸透抑制でキャッピングというのがあるんですけれども、このキャッピングは覆土とは違うんですか。

建設技術研究所 基本的には土をやるのもキャッピングの一種でございます。あとはいろいるやられているんですが、アスファルトのような水を通さないようなアスファルトを敷きならすというのもありますし、遮水シートを敷くというやり方もあります。それはさまざまな方法がありますので、先ほども申しましたように、最も将来的に合理的でかつリーズナブルな値段で、かつそういう二次環境汚染のようなものを引き起こさない、すべての観点から見て合理的な案を選んでいく必要があるということで、キャッピングはいろいろ種類がございまして、基本的に我々キャッピングのところは全部、この表の中で一番上のところ以外全部キャッピンクがあるというのは、これはもう鈴木委員御指摘のとおり、キャッピングというのは非常に有効な手段で、これはまさにおっしゃるとおりでございまして、我々としてもこれは重視しております。ただ、いつやるのか、どういう形式でやるのかということに関してはトータルで考えなければいけませんので、すぐにキャッピングをやればそれが即効果があるというものではなくて、それが逆に反対の効果を引き起こす場合もあり得るので十分考えてからやる必要があるということだけは御承知おきくださいということでございます。

それと期間の話ですけれども、さっき忘れましたけれども、あくまで今標準ということで考えておりますので、先ほど阿部委員のほうから御指摘のありましたように、それは確かにお金のかけよう、あるいは設計の仕方、あるいは対策が、将来的な対策がどうなるかによっても期間が変わってまいります。それで、先ほど申しましたような工法、土でやるのかアスファルトでやるのかシートでやるのかによっても当然期間というのは変わってきますし、費用も変わっ

てきます。ですから、あくまでこれはこの期間に厳密にこだわる、数値に厳密にこだわるとい ことではなくて、大まかにこれぐらいの違いがありますよと。それと、先ほどの費用のことに 関しても根拠のことを言われましたが、今はこの数字を出す、出さないという是非論について もいろいろあると思うんですけれども、我々としても今現在大まか、そんなに大きくは外して いない。これよりはこっちの方がお金がかかりそうだとか、大体これとこれは同じぐらいでで きそうだというぐらいの精度は十分あると。ただ、当然これから設計していきますし、選ばれ た案に対して、そうするとどんどん精度が高まっていくということはございます。だから、ど の段階でこの数字を出すかということに対しては議論があるかと思いますが、何にもないとこ ろで議論するよりは、こういう形でもある程度のざくっとした数値でも把握しておくとイメー ジがわきやすいのではないかということでこういう数値をあくまでたたき台としてお出しして おります。あくまで税金でやっていただくことですので、我々としてはこれを少しでも低く、 安く、かつ短期間に、かつ効果を最大のものを御提案するというようなことを常に心掛けてお りますので、これから今後は県のほうでまた詰めていかれるということになろうかと思います。 |犬飼委員長 | これは一つ大体本当にどれぐらい費用がかかるかとか期間がかかるかというのを 見積もるとすれば、やっぱり相当な期間が必要ですか。調査だとか、それらを含めて。 建設技術研究所 例えばやる案にもよります。ケース2だけでございますと、当然対策をやる のはもう表面の対策だけでございますので、これは今現状の調査プラスアルファぐらいのもの で、あとはもうどういうふうな設計をするかという、設計にかかる期間、それとそれが終わっ たらそれで工事が始められるという状況になります。ですから、それはそんなに時間がかから ないですし、ここで対策の工事期間としても1年と書いてありますけれども、これもいろいろ 準備の工事もありますのでこれはこれぐらいですると。逆に遮水、全周遮水をやってというこ とになりますと、当然遮水壁をつくるラインでずっと調査をしなければいけません。当然地盤 がどうなっているかということも地下の状況を調べなければいけませんので、そうなってくる と調査費用もかなりかかりますし、全周1.3キロぐらいありますので、それでやはり何メー トル間隔かでボーリングする必要がございます。そうなってくると調査にも時間もかかります し費用もかかります。その工事にも1.3キロ区間を工事するわけですから、当然時間もかか る。それと附帯整備として例えば水処理施設とかかかります。水処理施設というのは発注して できる代物ではありませんので、今青森県のやっている事例でも1年以上かけて設計から工事 までやっておられますので、それぐらいの時間は当然かかります。そうすると、まず水処理施 設の機能が発揮できてからでないと完全に閉められないんですね。要するに水を汲み上げてい い状態にしないと水は汲み上げることができませんので、ということになってくるとやっぱり時間がどうしてもかかってしまう。撤去になりますと、その全周を囲った上でさらにそこからまた掘り出す工事が始まるわけですから、当然これぐらいの長期間はかかって、その間ずっとその周辺環境のリスクは当然出てきてしまうということになるかと思います。ですから、ここの数字の1年、2年の上下は当然あると思いますし、我々としてはこれが少しでも短くなるような工夫は今から当然する必要があると思っておりますので、あくまで目安として考えていただきたいと思います。

井上部会長 今の研技さんの発言の中で少し誤解を与えるのではないかと思われる言葉がありましたので、私のほうから指摘をしておきます。

上に覆土を乗せた場合に荷重がのってそのために圧密が起こって水が絞り出されて、その後 二次災害が起こるというような話が出ておりましたけれども、実際には内部の保有水等を含め て、それから廃棄物のコアの溶出試験をやっております。そういうことから言いますと、浸出 水あるいはそういうものから出てくる有害物質が異常に出てくるというようなことはないわけ ですので、そういうことから起こる二次災害、二次公害が起こるということはこれはないとい うふうに私は言っていいと思うんです。だから、ちゃんとそのあたりはきちっと気をつけて言 っていただかないと、皆さんに対して大きな誤解を与えてしまうということが起こると思いま すので、気をつけてほしいと思います。第1点はそうです。

それから第2点は、工事期間と金額というものは、これは逆の関係がありまして、工事期間を短くすれば当然のことにそこに使ういろんな機器類は多くなるし、集中させるということが起こりますので、金額は大きくなってしまいます。これはコンサルタントさんはもう御存じのはずですよね。そのところをきっちりと言っておいていただかないと、工事期間だけを短くして予算は同じなんだというような、そういう発想で皆さんが誤解されてしまう。それは気をつけてほしいと思うんです。

建設技術研究所 工事期間と金額については、ですからケース・バイ・ケースでございますので、選ぶ工種あるいは対策のやり方、それと調査結果によって深くまでやらなければいけない、あるいは浅くていい、それによってすごく変わってまいりますので、その辺のベストバランスがどこなのかというところ、それと優先するところがどこなのかというところで最終的には決まってまいります。

それと、先ほどの圧密の件に関しましては、ちょっと私も配慮がありませんで申しわけございませんでした。基本的にはそういうことで、中の浸出水とかがそういう現象も起こり得ると

いうことで、汚染に関しては今の現段階では問題ないということで出ておりますので、前言は 撤回させていただきます。申しわけございませんでした。

犬飼委員長 最初に申し上げたように恒久対策を今ここで一致させるというのはなかなか難しいとは思うんですが、それをまず除いて、当面の緊急対策で何か一致点がないのかなというような気はするんですけれども。渡辺委員、どうぞ。

渡辺委員 委員長のほうから発言のお許しを得ましたので、一言私申し上げたいと思います。 |御承知のとおり、三面が山に囲まれているわけなんですが、排水路、1メートル50ですか、 きのう私巡回しまして、1メートル50のU字溝が完全にゲートの方に排水すればかぶる必要 がないと思うんです。私は専門家でないからわかりませんが、恐らく今まであそこで何十年と 生活していて、かぶったことはないんです。それで、途中で今ポンプアップしているんですが、 あそこは60センチのU字溝が入っているわけなんです。ですから、何ぼかいてもかいても竹 の内の生活道路に来るわけです。あの土がこちらへ来るということは、7工区からどんどん土 をあげたんです。今うず高くなっているものを。それで、だめだとお話ししたらば、当時大友 社長ですか、「いや、我々は県の指示に従ってやっているんだから、早い話、おまえとやかく 言うべきでないよ」というような考えをとったわけです。それが平成13年5月6日の河北新 報に立派に出ています。そういう関係で、あそこの途中で細くなって上で太くなる、そしてあ そこで揚水する、こんなばかな話はないと思うんです。そして、その近辺から、昨日においを かいだらば、結構有害物質は低くなっていると、たしかに。私はどれだけで体内に影響するか どうかわかりませんが、においはしているんです。それから、一番奥で3カ所池が掘ってある んですが、あの池の水で温かい水が出てくるんです、ホースの一番上に。あの水が一体どこで 温かくなって、多分廃棄物のためでないかなと思うんですが。その辺もやっぱり体内の影響も あるのかないのか、私は専門家でないのでわかりません。

それと、一番あそこにうず高く7工区から積んだもののために、竹の内の用水並びに生活 道路、あそこに満杯していますから、町では町長初め職員の方々が昼夜を通してやっておりま す。ですから、高台に雨が降ると迂回路がございませんので林道を歩いています。そこまで林 道ですからなかなか通れません。ロープを今でもつけてありますから、まずもって平らにして、 こっちへ来ないようにお願いしたいんです。勾配のやり方がだめなんです。どんどんこっちへ 来るのではなくて、向こうの方へ排水をすれば、いわゆる旧排水路のところへ持っていけば、 私はあんなにポンプでかく必要がないと思うんです。自然排水で十分だと思いますが。

犬飼委員長 渡辺委員の家のあるあたりのところが雨が降ると冠水してしまうと。それがない

ようにしてほしいと。

渡辺委員 冠水も1メートル、2メートル……、30センチぐらいなら車で歩けますが、5尺ぐらい来る場合もあるんです。高台に車を全部上げます。通勤通学に支障のないように。町長も現場に来て見ています。だから、あれを何とか向こうの方に持っていきたい。これが私の本当の切なる願いでございます。

犬飼委員長 それが緊急にやってほしいということの一つですね。

渡辺委員 もう既に梅雨に入らんとしております。あるいは大雨がいつ来るかわかりません。 予報などでは4月上旬ごろに菜種梅雨なんていう予報も出ていますから、緊急にお願いしてあれを平らにしてもらう。勾配を排水路の方に持っていけば……。まず、でもこんなに太いホースでかいているが、細くとも十分だと思いますが、場合によっては「今日は随分水がひいたな」と思って行っててみると業者を頼んでやっているんです。差し当たって緊急としてやっぱり排水を完全にやっぱり向こうに流してもらいたい。大体上が広くて下が60センチ、こんな不合理な暗渠というか、U字溝はないと思います。緊急にぜひとも私はこれをお願いしたいです。できるだけのことは早くお願いしたい。

佐藤(正)委員 今の渡辺委員のお話なんですけれども、道路が冠水するよと。幾ら計算してもポンプを3基か4基新しくすれば済むような対策なんです。100万や200万そこらだと思っていつまで何してんのということは思っておりました。あるとき、渡辺さんにごまするわけではありませんが、業者が管理していたときよりも宮城県が管理するようになって余計かぶるようになったよなというふうなお話を渡辺さんとしたことがございました。それほどいいかげんだということなんです。業者がやったときは文句を言えばすぐに対策してくれた。ところが、宮城県はなかなか対策しないと。そこまで申し上げて、今リ字溝とかいろんなお話がありまして、それで対策費ですか、技研から一々お答えをしていただいたということなんですが、宮城県はただ頭をすくめて黙っているだけなんですね。技研が宮城県のかわりにお答えしているということなので、宮城県はどこに行っちゃったのというふうにさっきからずっと見ていたんだけれども、今後文句は技研に言えばいいんですか。その方が皆さんがおこたえしてくれるんだな、本当は。手応えはあるんですよね。宮城県に言ったらばわけのわからない話しか返ってこなくて、最後は技研が後始末をするということなので、県はどこまでどういうふうにやるのかということをここで教えてください。

それから、上に覆土をすれば浸出水が上に上がってくるというふうなお話がありましたけれ ども、実際にそういうことが起きまして、それで我々守る会を立ち上げるときに黒い水が流出 して、それで問題になって学習会を開いたり、守る会で立ち上げて何とかやっていかなければ だめだろうというふうに思ったときはその黒い水が出たときだったんです。上に廃棄物を乗せ て、そして絞り出された水が流れました。我々その間もなく後に学習会が開かれたということ なので、それはないというふうな井上さんのお話だったけれども、実はそんなことがありまし たよということを申し上げたいと思いました。

それから、ずっと問題になっておりますけれども、U字溝、実はあの今のU字溝の3メートル下にもとの地盤があるんだぞという言い方は技研の方にもずっと前から言っておりまして、宮城県にもしておりました。そのころのことを知っているのは私と渡辺委員だけかなという気はするんですけれども、そのもとの田んぼに入って、そこのところを地下水で横にすっと走っているのではないかというふうなことが今回のボーリングのHの16の15の提案になったということでありますので、あのときはコアを少しいただいてきまして、我々なりに実験をいたしました。ちゃんと汚染しているんでないかということでやめたんですけれども、それは知事には報告にはならなかったということですね。

そういうことなので、お伝えしなければならない竹の内の過去の現実というか、それは山ほど持っているわけです、いまだに。それを生かした調査をしていただいて、きちっとした仕事をしていただきたいということでございます。

岡委員 この緊急対策の件ですけれども、私の意見としてはやっぱり全体的には緊急対策も必要だけれども、全面的に全量撤去するということをしていただかないと、あそこに私らが住んでいてずっと危ない、危ないというリスクを背負いながら暮らさなければならないということですよね。ですから、私たちは全量撤去をしていただきたいということを言っているわけですけれども、とは言っても緊急対策のことも必要ですから、ここに示されている緊急対策では私は非常に不十分だと思います。なぜかというと、一つは雨のときの冠水の問題、さっき出ていましたけれども。それから、ガスが出ているというガス対策の問題があると思うんです。私1週間に2回ぐらいあそこに入るんです。朝と夕方。大体どこからガスが出ているとか、どこから水が出るのかだとかということでいろいろ調べてはいるんですけれども、やっぱりかなり各地処分場の中でガスが出ていると。だから、この緊急対策だけでは、ここは確かに直るかもしれないけれども、ガスそのものは直らないのではないかということで、やっぱりもう一回きちっとガスが出ているところを調査しながら、そこはきちっと埋めていくということ。

それから、水対策ですけれども、雨が降ったとき、処分場の前の通路も渡辺さんの方へ行く 方も全部冠水するわけです。ということは、処分場が大体半分以上が冠水するような状態にな っているんですけれども、ですから旧工区の6工区から5工区のほうに行っているU字溝があるわけですけれども、U字溝から暗渠になってまた途中で出てポンプで汲み上げるというところがあるわけですけれども、ここはきちんと排水対策をすると。しかも、ずっと荒川のところまでしていかないと、途中でとまったら全部また冠水してしまうから、そういうところも緊急の対策にしてもらいたい、やるべきだというように思います。

それから、キャッピングする場合は、かなり今地面がでこぼこですから、高低の差がありますから、ある程度きちっと平らにして、それでただビニールシートで覆うなんていうことでなく、平らにした後でもう少し長く使えるようなキャッピングの方法を考えていただかないと、これはすぐにだめになってしまうと思うんです。そういうことで緊急対策は立てるべきではないかなというように思います。

それから、土をかぶせる問題ですけれども、これは私もちょっとね、佐藤さんの方で何かあるんですか。

佐藤(正)委員 言いたいことだけ先に言わせてください。随分前に硫化水素が出たときに鹿沼土の覆土がいいんだよなと。鉄分を含んだ土で覆土するのがセオリーだというふうなお話が井上先生あたりから流れてきたことがありました。それで、一時的に竹の内も鹿沼土で覆土したと。それで、なるほど真っ黒になって吸着したところは目で見えるような状況があったわけです。そして、その後にそのことを余り言わなくなったよなと。宮城県のほうは何を血迷ったか泥炭で覆土してしまってこっちをかっかと怒らせたこともあるということなので、井上先生がおいでになるので、鹿沼土の覆土というのはまだまだ有効なんだろうというふうな確認と、まだぼこぼこ出ている部分に関しては鹿沼土を持ってきて覆土すべきなんだろうというふうことで井上先生からその辺の解説をいただければというふうに思います。

井上部会長 鹿沼士の話は私ではないと思います。どなたかほかの方だと思うんですが、鹿沼士は土がいいというのは私も認識はしております。覆土に関しては、先ほど話が出ていましたけれども、やはり圧密というのは中で起こるので、そう簡単にえいやっとすぐにできるというわけではないというのは理解していただきたいと思うんです。そういうことから、先ほどの阿委員への答えにもなりますけれども、必要な箇所をとりあえずは緊急にある部分を吸着性の土壌を使って補修をして、緊急対策としてやるというようなことでこの資料の2に出ているこの緊急対策ともう一つガスが出ているところについての緊急対策をやってもらうというのが先ほど私どもが出した提案だったんですよ。(「私はキャッピングしてもらいたい」との声あり。)一気にキャッピングというのは、かなり一つは工期的なこともあって難しいということと、も

う1点は先ほど有機物の量がどのあたりにどのぐらいあって温度がどのぐらいになっているかというのを今まで全部調べてきたわけです。その中でガスが出やすいところがどこだろうかというのをある程度我々は計ってきたんです。そこからそういうところと、それから出やすいと思われる、岡委員やほかの方が何人かがここは出るよというようなところを合わせて緊急対策としてとりあえず緊急でやりましょうという提案だったんです。その上にあれだけ実はでこぼこになっているのにシートを張るというのは、これは大変なことなんです。整地といっても、これは中に御存じのとおり泥炭も入っているし、どのように覆土を新しい機能性土壌に変えてあげるかとか、そういうことを全部やってあげなければいけないというのはございますので、今言っているところはとりあえず皆さんずっといろんなところを見て、調査されて、どこが問題なのかというのはある程度わかっているというふうに私は理解していたつもりなんですけれども、そういうところを重点的にやれば、とりあえずの緊急対策はできる。その上でそれをやりながら恒久対策を考えるということがいいのではないかと私は思っているんです。

それともう1点は、先ほどの排水については、実は先ほどの専門委員会でも私がちょっと言いかけて途中でとめてしまったんです。工期的に長くなるかなと思いましてとめてしまったんですが、おっしゃるようなことはできれば私は反対の方に引いて、埋立地の中に水を入れないような方法で暗渠を入れて、外側の周辺暗渠を通して道路の側溝に、それが緊急にできればやっていただくというのが一番いいかなというふうに思っております。以上です。

犬飼委員長 岡委員ですね、この資料2で不十分だというふうな話でしたが、資料2の緊急対策が不要だというような意味ではなくて、これだけでは不十分だと。この資料2の緊急対策をすることについては別にもちろん反対はしないということですね。

それから、あとガスの発生の対応も出ているじゃないかというのは、今言われたように特に 西側のメタンガスのようなものが雨が降るとぶくぶくと出るようなところがありますので、そ ういうところの方はガスが出ないような覆土なりを工夫をすると。これも緊急対策の中に入っ ているというふうなことですので、十分だということはないでしょうけれども、まずここはや りたいなというふうに思うし。

それから、今言われた冠水の問題、これについても本当に生活している人にとっては不便なだけではなく危険な話でもあろうかというふうに思いますので、それについても緊急対策でそういう冠水をしないような状態をつくってほしいと。この方法はそんなに難しくはないのかなという感じもするんですけれども、ちょっと今具体的な対策というのもここで提起をできないですけれども、そういう冠水のないような対応策をこれは町と県も一緒になってとってほしい

ということを緊急対策として提案するということ自体は、これは不十分ではあっても反対はないのかなというような気がするんですが。

阿部委員 緊急のタイムスパンの考え方で、つまり超短期的なということであればそれは多分 みんな合意できるんだろうと思っています。

犬飼委員長 これは技術的な問題があるので何カ月だとかとは言えませんけれども、可能な範囲で、少なくとも1年かかるとかということではなくてやってほしいというふうなことしかないと思います。はい、原田委員。

原田委員 緊急対策というのは何のためにやるのかということだと思うんです。午前中の住民 の方の戸に目張りをするとか、畳に目張りするとか、そういった非常に僕が聞いていても本当 に涙ぐましい努力をして悪臭と戦っているんです。それに対応して、それをなくするのが緊急 対策だと僕は了解しているんです。そうしますと、このようにコストベネフィット的に効率よ い箇所だけ制御するというのではなくて、私はこれは……(「1カ所と言っているのではない んですよ」の声あり)それに対して私は7ヘクタールからの全面から出るガスの量とその局部 的な溝に沿って出るガスの量を評価してみる必要があるのではないかと思うんです。ここが一 番濃度的には強いのが出るから、そこを計ったときには高かったかもしれないけれども、ガス 全体としてエミッションしているのは僕は全表面から出る方がずっと多いのではないかと。よ くわかりませんけれども。処分場の場合、よくエミョッションを評価するというのがあるんで すけれども、この竹の内については全然やっていないですね。全体でどれだけ出ているか。メ タンなんか特にそれをやらなくてはだめなんですよ。それをやらないで、あの部分だけに建設 技術さんの出された緊急対策の案のような形にやった、井上さんがおっしゃったように盛り土 するということをしても、これはガスですから、そこを抑えてもまたどこかから出るというの は住民の方はみんなよく御存じだと思うんです。今まで繰り返しなんですから。それは緊急対 策にもならないのではないかと私は思います。これは私の意見です。

阿部委員 原田先生は私の考えと多分一緒なので、この資料2のケースとこの恒久対策のケース3ないし6というのは全く矛盾しないもので、その緊急対策としての私とか原田さんとか守る会のとらえ方としては、ケース3ないし6までそこも含めて緊急だということに尽きるのかなというふうに思っています。そのときに多分今度はある部分部分だけをやっても結局このケース6でキャッピングしますから、それよりはもうやってしまった方がいいのではないかということなんだと思うんです。

犬飼委員長 ケース4、5、6をとれば一応キャッピングをするという、ガス対策も行うとい

うことになるわけですけれども、これは今一応恒久対策として提案がなされているわけで、ある程度時間もかかると。特にケース6なんかは全周遮水壁を設けるということになっていて、結構時間がかかる。ですから、それまでの間当面の緊急として、うんとガスが出てくさいだとかというところ、あるいは目に見えるようなところ、そういうところだけでもガス対策なりしたらいいのではないかということです。

井上部会長 原田委員から、今、全面からガスが出るのではないかと、それの対策ができない! 以上緊急対策にもならないのではないかという御意見ですが、実は土壌というのは相当吸着性 が普通の一般的な土壌もございます。それで、一般的なじわっと出てくるものについては通常 の土壌が50センチ程度あれば十分硫化水素を含めて、メタンはそれほどではないんですが、 十分吸収してくれるぐらいの能力はございます。ところが、実際にはあの内部を見てもらうと わかりますように、ところどころにひび割れが入ってしまうということが起こってしまう。そ ういうところからは確かに出てきます。そういう問題がございまして、きちんと覆土管理はし ていただく。通常1カ月に1回ぐらい、あるいは2週間、半月に1回ぐらいの覆土管理をして カバーをしていただいて、その上で補修をどういうふうにするかというのは補修計画をたてて いただきたいと思うんです。もっと言いますと、メタンというのはある2メートル、1メート ルぐらいの層を、好気的な層をつくっておきますとメタンも酸化されます。酸化されて出てい くということは、かなり減ってしまいます。先ほど言った鹿沼土壌とかあるいは今阿蘇なんか にももっと非常にいいものがあるんですけれども、酸化性の土壌を使いますとほとんどもう全 量がとれるぐらい吸着能力が非常に強いものがございます。どのぐらい混ぜるかということに よるんですが、そういうものを緊急用の補修のところに使えば現状では多分緊急対策としては 大丈夫だろうというような、そういう見通しのもとでお話をしていましたから、現状ほかの土 壌でもある程度のそういう割れ目がない限りは十分その機能を果たしているんですが、それ以 上の機能を持たせるものを使いましょうと、そういうことなんです。

大内委員 今いろいろとお話になった中から緊急対策、恒久対策いろいろありますけれども、これは最後に恒久対策の全面撤去を前提としてという文言を入れていただいて、そして今何をするかということを話し合っていただいたらと思うんです。というのは、あそこは今ガスの問題だけ出ていますけれども、あの高さ、もともとはみんなが歩いている通路よりも低かったはずです。というのは、田んぼでそこに水を張って道路に水が上がらなかったわけですから。ですから、本当はあの高さであること自体が不自然なんです。そして、それを今ガスが出ているからガス対策だけで、それからこうだああだと云々されていますけれども、赤道、青道ありま

す。それらについてだって、あの高さではどのようにも処理できないのではないか。復元できないのではないかと思います。ですから、前提は全面撤去。そして、今早急にやらなければならないこと、それをまずガス対策、そして水の処理ということに考えていただきたいと思います。そして、雨が降っているときの冠水はもちろんあそこはここで議論されていませんけれども、水がいっぱい張ったとき車が何台か入って、そして本当に困ったことがあるんです。車が動かなくなって。それらについては皆さん御存じないんだろうと思います。ですから、その水対策ということになれば、みんな通っている道路、あれらをまず雨が降っても平気で車は行かれるんだというような、そういう状態までしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

犬飼委員長 はい、渡辺委員。

渡辺委員 午前中に専門委員会で稲作には影響はないというふうに私は聞いたんですが、あれ は本当といったら失礼に当たりますが、稲作に全く影響ないんですか。

尾崎委員 私が言ったのは、稲作を生産するのには影響がないと。当然あの水を多分50倍とか100倍荒川の水で希釈されて使われているはずですから、あの状態ではないと思います。ただ、品質、例えば重金属とかその他のいろいろな有害物が蓄積することについてはわからないから、余りあそこの浸出水は出ないようにした方が安心だということです。

渡辺委員 わかりました。ついでといっては失礼になりますが、今町長さん、それから知事さんがおいでになっているわけですが、ぜひ今宮城県の米も市場原理で左右されております。ひとめぼれをつくって、今度はこだわり米とかと、ちょっとわからないようなのが出ましたが、ぜひひとつこれら諸問題について早急にできる限り、可能な限りひとつお願いいたします。 犬飼委員長 はい、鈴木委員。

鈴木(健)委員 先ほど阿部先生が言われましたけれども、いわゆる処分場の廃止に向けて私たちはいろいろ議論してきたんですよね。そうすれば、やっぱり廃止基準というのがありまして、生活に支障のないそういう環境にしなければいけない。ガスの発生も大事だろうと、こうなっているわけなんです。ですから、やっぱりそれに向けてのいわば議論であり、対策なわけですから、したがって出るような状態にして、それを繰り返していくというようなことでは、これはやはり廃止に向けた対策にはならんというふうに思うんです。したがって、やはりいろいろ農道の問題とか青線、赤線の話も出ました。いわゆる全面撤去することを求めて、やはりそれを最終目標として、じゃあ差し当たりどうするかという議論をしたんですけれども、これはやはりあのままの状態で埋め立ての状態のままでいいというふうなことは私は絶対ないと思って

います。したがって、これはまず全量撤去を前提として、そしてまた今の暫定対策については第3案に第4案の一部を加えただけの話なので、ぜひこの緊急対策は、せめてこれらまでは、これはこんなに私も土木屋なのでそれなりに見ているんですけれども、そんなにお金はかからないというふうに思うんです。この今私が出した守る会の出したやつですね。ぜひこの程度のことは、とにかく緊急対策としてやれるんじゃないかと。それから、全量撤去に向けてのものは確かに20年とか25年とかかかりますので、それまでぜひどのようにやっていくかというのは具体化は大変難しい問題があると思いますけれども、それに向けて前向きにやはり委員会をこのまま継続するのかは別としても、もし解散するならしてもいいですね、これは。先生方からはいろいろな専門的なアプローチをいただいたので、今度は住民と県とで具体的に再生に向けた議論をしていく、こういう場でもいいのではないかなというふうに思っていますので、ぜひこういう観点で今後の検討をお願いしたいと思います。

犬飼委員長 全量撤去を前提に緊急対策をとるということは、なかなかそこまでの合意を今ここでとるということは難しいだろうというふうに思います。ただ、いずれにしても必要な緊急対策があれば、とにかくそれをしていくと。例えば冠水の問題があるだろうと思いますし、資料2のところもそれに該当するだろうと。そういう意味ではにおいの発生がすごいところだとか、つまり東側の側溝のあたりについて、資料2のような対策をとったり遮水シートを敷いたりすると。それから、ガスの出ているというふうに予測される、はっきりしているようなところについては、覆土なりをしていくというようなこと。あとそれから、冠水の問題については、とにかく至急対策をとるということでお願いをしたいと。それから、あとは今後の問題でどういうふうな恒久対策をとるかというのをこの後議論したいと思うんですけれども、一つだけ鈴木委員の水対策の2番目の雨水排水路を設置し、水を安全に下流に放流するというのは、これは今の冠水の問題とは違うんですか。

鈴木(健)委員 これは周囲から処分場の中に入らないように水路を整備して、それで例えば沢水とか雨水なんかを処分場に入らない部分を下流の方に回していくと。今の水路の整備については、これは一応できるのではないかと。

阿部委員 応急と位置づけるのか恒久と位置づけるのか意見が分かれるところなんですが、少なくともケース3ないし6のいずれかまではやりますというところまでは、その後に全面撤去が控えているかどうか、つまり応急なのか恒久なのかの評価は置いておいて、ここまでは合意できるのではないのかと思うんですが、その評価は別として、どうでしょうか。

犬飼委員長 おおむね合意できるかどうかは別にして、先ほどの専門家の部会でも多少やっぱ

り3、6ではないような意見もありましたね。1.5だったでしょうか。そういうふうな御意見もあったりするんです。

大内委員 今までここの場では議論にならなかったんですけれども、知事さんの方にいろいろ話を通っていないのでないとか、いろんな話が出ました。せっかく私は知事さん自身がこうやって来ていただいたんですから、みんなの住民の声、それからこの委員会の声とかを生で聞かれたわけですから、県の職員の方々から聞かせられたのとは一致しているんだろうと私は信じていますけれども、やはり最高責任者である宮城県知事浅野知事さんにどのように思っていらっしゃるのかここでお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

佐藤(正)委員 まだ知事のお耳に入れたいことがたくさんありますので、少し延期していただいて、終わりにお願いできれば一番いいのかなと思います。

犬飼委員長 延期というのは時間を延長してという意味ですか。

佐藤(正)委員 いや、まだ4時までということなのであと25分ありますので、その間お話が できるだろうというふうなことでございます。ついでに申し上げれば、せっかくの角田調査が 先ほど報告されて公式に採用されたんだろうというふうに、先ほどですね、そういうふうに思 っているわけです。すぐできる対策、それから最終的なねらいの情報化ということがお話し合 いになっていると思うんですけれども、角田調査を受けるならば、そちらのほうの対策もきち っとしていかなければならないのではないかと。例えばこれはどうかわかりませんけれども、 自分で考えていることをぶっちゃけてお話しすれば、周辺の各家庭にエアコンを取り付けまし ょうねという話が具体的に出てくるのか出てこないのかということで、今までの話だとガスが まずいから覆土しましょう、キャッピングしましょう、法面どうしましょうというお話だけな んです。あとはU字溝に出てくる浸出水、あれは硫化水素で高濃度の硫化水素水なんですが、 それを浄化して流しましょうぐらいの話で、実際には角田調査を受けて具体的にこうしました というのがありません。ということになれば、各家庭にやっぱりそういうふうなことも考える か考えないかということですね。正式に採用するならば、隣近所で新築されている家が何軒が あったわけです。いなくなった家も何軒があったんだけれども、新築されるという家も何軒が あった。正式に宮城県が採用するならば、県としてここはやっぱり新築しないでくださいねと いうふうな話をしていくのが当たり前だと思うんです。違うんですね。あの人たちはにおいし ないんだから構わないでおくべということにはならないと思うんです、正式に採用した場合は。 そういうふうなことまで考えていただかないと、後であのとき県が何も言わなかったから建て てしまったんだよなということになりかねないというふうに非常に心配しているものでもござ

います。

大内委員 すいません。それに関連して。あそこから転居された方、うちが空っぽになって、 そうした場合その人たちに対してはどのような対策をとってもらえるのかなと。避難住宅と いうのを用意していただいたんですけれども、その避難住宅ではとても間に合わない。遠く て今学校に通わせている、幼稚園にやっているのにどうしようもない。そういうことで、新 築されて、そして家が空っぽになっているんです。こういうことに対する対策というか、補 償というのか、その面についてはどのようにお考えになっていらっしゃるのか。その辺もあ るだろうと思います。避難住宅を与えているから、ひどいときは避難住宅にと言われても、 4月からは今度名取ケ丘ですか、名取の方に避難住宅と言われてもここから名取まで行くん だったら大変だ、やっぱり名取まではなかなか行かれないのではないのかなと私は思います。 大河原、柴田でも行かなかったんですから、そういうことを考えてみんな新築されて離れた ところにという方はおります。そういうことに対して空っぽになった家、それらについては 町ではもちろん不動産はやっぱりその評価がえとかいろいろなのができないという話ですか ら、これは県の方でどのように考えていらっしゃるのか。やっぱりそれは何も好き好んで別 の場所に移っているわけではないんです。だれも住めば都でずっとそこに暮らしたいなと思 っているはずなのに、家を空っぽにしてよそに行っているわけですから、こういうことにつ いても考えていただきたい、そのように思います。

犬飼委員長 それは要望ということで、ただここで検討するのは環境対策、健康対策というふうな御理解をいただきたいと思います。

先ほどの阿部委員が言われたケース4、5、6ぐらいは恒久対策か緊急対策かは別にして、 県としてはとるべきではないかということではこの検討会として一致できないかというふうな 御発言がありましたが、どうでしょうか。

田村委員 緊急か恒久かということの境というのはそれほど明確ではないと思いますから、趣旨としては結構だと思います。できることを位置づけられていなくとも、やった方がいいことはしていくことには賛成です。ただ、この中にはやはりもう少し詳しくいろいろ検討してみなければいけないことが含まれているような気がいたします。遮水壁もその一つだと思います。遮水壁をつくることによるいろいろな影響があると思いますので、ここで保守した方がよいことはたくさん思いつくんですけれども、その思わぬ効果ということも随分あるような気がいたしますので、この3、4、5、6のどれかをするとか、4を取り組もうとするということをあまり後々選択の余地がせばまるような形は避けた方がいいのではないか。緊急対策としてこの

資料 2 にあげられたものに加えて、その道路の冠水のための緊急の対策があろうかと思いますし、それからこの水路の法面以外にもガスの出てくるところがもうわかっているところがありますから、そういうところの対策を加え、さらにこの 3 、 4 、 5 、 6 のうちできること、すぐしても問題のないと一致できることはしていくということには賛成したいと思います。

原田委員 先ほど井上部会長のほうが言われた緊急対策をして、それによって起こる結果を見 た方がいいのではないかと、ちょっと表現は違うかもしれませんけれども、そういったことを おっしゃったと思うんです。ですから、その意味では私はモニタリングの意味、モニタリング というのはやっぱり対策を講じたときにその効果があらわれているかどうかということを見る のが一つ大きな役割なんですよね。その中に今環境基準値に近づいているかとか、いろいろな ことがあると思いますけれども、とにかくいろんな対策を講じるわけですから、その効果を見 るという意味ではモニタリングをかなり精度よくきちっとやる必要があるのではないかと思い ます。それで、やはり先ほど岡田先生が悪臭の基準値0.5ppbということをおっしゃいま したけれども、悪臭というのは大体人によって差がありますけれども、大体100人いると5 0%の人が悪臭だと感じる濃度というのが調査では8ppbとなっているんです。ですから、 大体8ppbとか10ppbぐらいのところを押さえられるような悪臭の動向が見えるような モニタリングをやらないと意味がないのではないかと私は思っております。現にアメリカでは そういった調査をやっているわけなんです。1ppbとか3ppbとか。そのときに、前回計 る時間のスパンが1時間値なのか50秒値なのかによって違うというお話がありましたけれど も、計る時間と計測時間の長さによって住民の苦情とか症状、受ける影響は変わらないわけで す。出ている硫化水素の量は同じなわけですから。したがって測定する技術のほうがそれを押 さえられないから、1時間値では3ppbになるけれども、50秒値?で計ると思ったような 値が得られないとか、そういったいろんなトラブルみたいなものが出てくるわけです。ここは やはり海外でやっている30分値とか1時間値で幾らになるかということを押さえて、向こう ではやはりそういう濃度で例えばぜんそく患者が夜に起きる回数が多くなっているとかという 非常に医学的な調査もございますから、そういったことに絞ってモニタリングをしっかりやっ てもらたいというのが私の意見です。

犬飼委員長 あともう一つ、7工区、8工区にポンプ2台つけているんですかね。そのうち1台は動いているけれども、1台はあまり動かないということがあるので、それなんかはやはり2台が作動するようにすることはそんなに難しいことではないし、住民の安心にもなると思いますので、それもお願いしたいと思います。そういうことで、緊急対策、当面の緊急対策は一

致はできるのかなと思うんですが、井上部会長は、4、5、6について恒久か緊急かは別として4、5、6ぐらいは必要ではないかと、それぐらいは一致できないかという御意見が今阿部委員から出ましたが、そこら辺はいかがでしょうか。

井上部会長 私のあくまでも個人的な意見ですけれども、私は基本的にはケース 2 もあり得ると思うんです。なぜこういうことを言うかというと、実際に出ている排水が環境基準を超えない以上はそういうこともあり得ると思うんです。そういうことから言えば、ケース 2 からやっぱりケース 6 ぐらいまでの範囲は見ておく必要があるだろうと思っているんです。あえてケース 2 を出してしまって申しわけございませんけれども、覆土をすることによって相当いろんな改善ができる。特に恒久的な覆土をきっちりやる。それから、表面排水を全部シャットアウトできるというようなことを含めて、できる可能性があるということを申し伝えておきたいと思います。そういう意味で、2 も含めてやはり検討はしておく必要があるだろうと。それが私の意見です。

ついでに2分程度いただければと思うんですが、先ほどから申していますように、内部に入っている廃棄物というのを、埋立処分場と見るのか見ないのかという議論が少しされておりますけれども、ここを埋立処分場というふうに法律的にはもう既に認知がされているものなわけですよね。その上でどうここを解釈するかということも私は必要になるんだろうと思うんです。そういうことから言うと、環境基準、もしここが埋立処分場でないとすれば、そうでない一般土壌環境基準としての考え方をとらなくてはいけないところも出てきますけれども、埋立処分場というふうに見て不適正処分場という今そういう状態ですので、不適正処分場になっているわけです。そういう観点から適正化するにはどうするかという観点もここの中には必要になります。全量掘り起こしか掘り起こさないかという話がもう一方には出ておりますけれども、基本的に内部に入っている廃棄物が特別管理廃棄物に指定される有害物質を含んでいないということから考えますと、それを私に言わせれば多額のお金をかけていろんな全量撤去をするというようなことが本当にいいのだろうかというふうに考えてしまう。ただ、私は、もう一つ言うと、そこに住んでおりません。これからも多分住むことはないから立場が違うから、そこは考え方は多分違うと思いますけれども、基本的にはそういう考え方を技術的にはしてしまいますということになります。

佐藤(正)委員 特管どうのこうのというお話が今ありましたけれども、それはさておきまして、実は注射器とか注射針とかを大量に発見しているわけで、プラスチックの注射器だからこれは安定型だよなというふうな分け方にはくみしないということが一つあると思います。

住まないんだからいいんじゃないかというようなお話だったんですけれども、現実に35万何ぼをオーバーしているわけです。それは不適正、これはだれが考えたって不適正というのは不法投棄なわけでございまして、それを除いたのに関しては処分場だからいいんじゃないのというふうな意見はあってもいいかなと思うんですけれども、それ以上のことに関しては話にならないですね。面積も容量もオーバーしているわけですから。だからこれはもうだれが考えたって無条件で持っていってくださいというのが当たり前だと思います。

それから、残った分に関しては、それが果たして本当に安定産廃なのか。全然汚染が出ないのかということがまくらにあると思います。現実には鉛汚染もダイオキシン汚染だってずっと出ているわけでございまして、それを安定産廃物をということで現状にとどめ置くということは我々はできません。我慢しなさいと廃掃法のどこに書いてあるんですかと逆にこちらから聞きたいと思っております。

犬飼委員長 ケース4、5、6、これをとることについては大体一致できるのではないかということでしたが、井上部会長は2から6というふうなお話でありましたが、あとはどうでしょうか。

阿部委員 これは私の資料の見方が間違っていなければですが、放流水基準をオーバーしているものがありますので、水の対策をしないということはないのではないかというのが私の意見です。(「放流水基準を超えているというのは何でしょうか。地下水の基準ですよ。」の声あり) 岡委員 緊急対策もいいんですけれども、緊急対策をやったらその次の手がなかなかつかないということになるとね。

犬飼委員長 それはまた後で議論しますから。

それでは、多少の意見の濃淡というか、そういうものがあると思うんですけれども、私自身もやはり住民の感情というものも十分に考えなければいけないと。そういうことを考えると、ケース3ないし6といったようなことはとられるべきではないかというふうに思いますが、それを前提として緊急対策、先ほど申し上げたようなものを緊急対策として検討会として県のほうに意見を述べるということにしたいと思うんですが、いいですかね。

岡委員 そうすると、全量撤去というのはもう既にここで消えてしまうわけですか。

犬飼委員長 いえ、そうではありません。それは今から恒久対策でまたやることです。阿部委員、そういうまとめ方でいいですか。

井上部会長 私が今話をしたのは、私が2がいいということで言ったわけではないんです。というのは、緊急対策というのをやったりカバーをするということによって、かなりの変化が出

てくる可能性が大きいと。そういうことが一つはあるので、2も含めていたほうがいいと。多分2にはならないとは思うんですが、2も含めて考えておいていただいたほうがいいのではないだろうかという話なんです。

犬飼委員長 私が今言ったのは、住民の感情も踏まえて、3から6までは恒久か緊急かは別にして、これはとられるべきであるというのが私の意見で、それを踏まえて当面の緊急対策として、先ほど申し上げた資料2に書いてあること、それに加えてガスの出るおそれのあるようなところについては覆土をしたり、あと冠水対策、それから7工区、8工区の間のポンプが今動いていないものを動かすということを当面とにかくしてもらうと。それから、もちろんモニタリングだとかそういうのは継続して行うというようなことで、緊急対策としてはこういうことで県のほうに申し述べたいと思うんです。そういうことでだめですか。

佐藤(正)委員 委員長の優しさで住民感情をというような1項目が入りましたけれども、住 民感情は抜きにしていただいていいです。きっちりと現状を見ていただいて、今までの調査の 結果からこうなりますというような言い方の方がはるかにいいわけでありまして、住民感情な んて、私が脳血栓でぶっ倒れてもそんなのは関係ないわけで、きちっとした科学的なデータを もとにやってほしい。それを特にお願いしたいと思います。

犬飼委員長 はい、わかりました。ただ、科学的な評価だけだとなかなか評価が分かれるようなところもあって、それについてはやはり住民の思いというものも受けとめなければいけないと思ったんですが。(「感情ではなくて」との声あり。) そういうことで、緊急対策については今言ったようなことで県のほうには提案をしたいと思います。

それで、恒久対策なんですけれども、これについては先ほど検討部会、専門部会の方での意見もお聞きいたしましたけれども、部会長が言われるように専門部会としてもまとまらないというか、一致していないというふうなことがあるということなんですが、専門部会としてさらに調査なり検討なりをして意見の歩み寄りなりをするという必要なりがあるでしょうか。

井上部会長 私も少し困っているんですけれども、一応前回の議論を含めて論点というのを説明させていただきました。専門部会に入る段階で論点というのを整理させていただいて、その論点の上で入っている廃棄物の性状を評価させていただいた。我々がやるのはどこの範囲で評価を下せばいいかというところがあまり明確にしないまま議論をしていたところもあったのかもしれませんが、少なくとも論点の中では埋立地としての性状、いわゆる性格、法律上でいう埋立地ということを考えた場合には、これは放流水及び内水の水質、それからコアを含めてですけれども、そのコアの基準といったようなものがそれ自身については違反をしているわけで

はないと。違反をしているのは一つ、佐藤委員からも指摘されていましたけれども、組成の中 で一部安定5品目以外の木屑及び紙というようなものが最大7%出ていたというようなものが ボーリング結果から出てきた。このボーリング結果というのは、前からお話ししていますよう に、電気探査を含めてですけれども、温度、そういう予備調査をして電探をかけてその上でボ ーリングの位置を決めさせていただいた。そういうずっと一応科学的な根拠のもとにやってき たわけです。そのボーリング結果から見まして、先ほど言ったように基準を違反するようなも のはなかった。ただ、量的な問題が違反をしている。そういう量的な問題についてどうするか という話で我々の専門部会のほうで評価をするということは専門部会としてはしていないわけ です。やろうとしたのは、先ほど言った安全性、それから科学的な根拠、違法性があったのか といったようなことから見たら、今までのボーリングの方法である程度いいだろう。調査の方 法でいいだろうというのは恐らく専門委員会の方も同じだろうと思うんです。そうすると、こ れ以上専門部会でやることは何なんだろうということで迷っている。ところが、先ほどの意見 では、いろんな意見が出てきました。それはひょっとしたらもう専門部会の範囲を超えている のかもしれない。というふうに私は思うんですが、もう今の状況では私は専門部会で先ほど御 意見をいただいた意見が変わらない限りは、専門部会を開いて得られる成果が何だろうかとい うことが少し心配になっているというところなんですけれども、ちょっと難しい問題を委員長 のほうに投げかけますが、専門委員会はどういうふうにしたらよろしいでしょうか。

犬飼委員長 この段階で皆さんの御意見、恒久対策について御意見を聞くか。そうすると、大体専門部会の方は先ほどの意見、あるいは書面で出された意見を読む限りは全量撤去というのはない、一部撤去も含めて、ケース 7、8 はないだろうなと思うし、住民の方は基本的には全量撤去を主張されると。そこで両論併記が書くしかないわけですけれども、もうちょっと何か議論をして完全に一致しないまでもお互いに理解できるというか、そういうふうな議論をする必要があるかどうか。もうこれ以上議論を大体し尽くしたというのであれば、御意見を意見のある方だけでも述べていただくというふうにしたいと思うんですけれども。何か不十分だというふうな印象を残すのであれば、これは 3 月いっぱいは我々の期間ですけれども、場合によったらもうちょっと議論すべきだというふうな委員の意見であれば私のほうで少し県のほうとは相談してみたいと思いますけれども、どうでしょうか。

原田委員はもう大体議論はし尽くしたと、恒久対策をとるに当たっての議論、調査はし尽く したというふうなことですか。

原田委員 ここに示された恒久対策の定義、どういうものを恒久対策というのか私ははっきり

把握できない。というのは、ここに書いてあったのは場合によっては緊急の対策の候補にしたり、その一方でここにはちゃんと恒久対策のリストアップに載っているわけです。そうしますと、この中で恒久対策とうたっていながら恒久的な役割を果たさないものが当然出てくるのではないと思って、そのためにはそういうことも踏まえてアセスメントをきちっと設けておくということを私個人としてはやっておきたいなと思うので、先ほども申し上げましたように、恒久対策については何とも言えません、検討したいということです。

田村委員 私もどこまで恒久対策ということで考えるべきなのかということの範囲がだんだんわからなくなってきたところなんですが、そこはとにかく土地ですよね。そこをかつては湿田であった。そこをああいう形になって、その段階で、これは結果論ですけれども、あの土地の自然資源としての土地の使い方を誤ったわけです。いろいろな原因、いろいろな人のいろいろなことが重なって今こういう問題が出てきた。したがって、これを解決するためにこの委員会があるんだと思うんですが、解決した後どうするのかというようなことも含めて考えないと、やっぱり恒久的なものにはならないのではないかという気がいたします。ですから、どこまでこういう委員会とかあるいは地元の方とか県の担当者とかそういうところだけで考えられるかどうかということはわかりませんけれども、私どもがどこまでそこに関与すべきかということもわからないんですが、これからあの土地をどうしていくのかということの見通しがないままに、今のままでいくとか、全面撤去しなければ絶対話が始まらないとか、そういう議論をしていてもあまり発展性がないような、少し乱暴な言い方かもしれませんが、そういう気がいたします。将来あの土地をどういうふうに使っていかなければいけないのかと思うんですが、そういうようなことも含めて何が一番そこに持っていくには、つまり一度土地利用を誤ってしまったところをまたここで誤る愚はおかさない方がよいという気がいたします。

犬飼委員長 ここで議論していたのは、基本的にはあの処分場から環境汚染だとか健康被害が起きないような対策をとるというふうなことだと思うんです。その後どう使うのか、あるいはその対策のために土地の価値が下がったような場合、あるいは利用価値が少なくなった場合にそれをどういうふうに補償していくのかとか、そういうのはまたちょっと別な問題かなというふうには思っているんです。だから、恒久対策というのは、健康被害、環境汚染を起こさないような対策を念頭には置いてはいるといった面もあるんですけれども、今の田村委員のお話だともうちょっと積極的にあの土地をどう使うかというところまで議論したらいいのではないかと。

田村委員 議論したらいいかどうかということは別ですけれども、やはり例えば地権者の方を

中心に、そういうことについてのお考えをやはりいただいた上での恒久対策の議論でないと、 一貫性を欠くような感じがいたします。

尾崎委員 浸出水の安全性について先ほど聞かれたんですけれども、各項目については特に問題がなくとも、複合している場合の安全性というのが、私は先ほど聞かれても「安全ですよ」となかなか言えないと思うんです。そうすると、もう一つ、例えばミジンコを使ったリメダカを使ったバイオアッセイ法とか複合的な汚染を調べられる方法というのがありますので、浸出水を適切なバイオアッセイ的な方法で調べてみて、大丈夫だということになると一つまた安全性の確証が少し上がると思うんです。そういうことも一つ検討された方がいいのかなというふうに思います。

犬飼委員長 阿部委員、何か意見ありますか。

佐藤(正)委員 言われていたことは、例えば今の尾崎先生のお話なんですが、何年も前に地 区の保健所の職員とホタルが帰ってくるまで管理してくれという話をしたんです。それもゲン ジボタルをというような話をしていまして、だから、一々その辺に話が戻ってしまっているわ けです。だから、処分場の浸出水を1カ所に大きな穴をあけて集めて、それをポンプアップし て浄化して出す。それは何十年もやらなければだめだと。そして止水壁は当然上と下につくら なければだめだみたいな話も、それも4年ほど前、3年ほど前に地区の保健所の職員と話し合 っていたことだったよなというふうなことがあります。それから、そういうことであのときの お話と同じことをやっているんだ、全然進んでいないよなというような考え方もあるんですけ れども、今回話題になっているのはU字溝はあれは措置命令でつくらせたということがやはり あります。それから、あの状態で受け取ったんですよね、宮城県は。「はい、よくできました」 と言ったかどうかはわかりませんけれども、あの状態で受け取ってしまったということ。町の 土木課の職員なんかと現場に行って笑うんですけれども、県の廃対課ってのは土木音痴なんだ よなと。U字溝の上にこういうふうに冠水するようなことを放っておいてそれで受け取ってし まったんだよねというような言い方でとても笑ってしまうんですけれども、そういうふうな状 態が続いて今になっているということをやっぱり頭の中に入れておいていただかないと、今後 の対策というか、それはできない。例えば今回鉛汚染ということがありますけれども、去年の 今ごろ7本のボーリングの穴から鉛汚染が出たよなと。そのときに私はこれは全量撤去しかな いというふうにひそかに決心したんですけれども、そのことを聞きましたらば、これは自然由 来かもしれませんというようなお話があったわけです。それで、今になってみたら自然由来の 自然の字も出てこなくなったということで、生き物なんですね。今、竹の内の状態はこうです よと。来年計ったらこうですよと。ちょっと前はこうだったんですよということで生き物だと思います。温度から何から汚染なんかも含めて。新たな汚染が出てこないのかということが住民としては当然心配するわけでありまして、ここでこれがこうだ、あれがああいうふうなんだということではなくて、継続的に、先生方含めてということではありませんけれども、継続的に見られる体制を宮城県がきちっとつくるべきだというふうに思っております。あそこが冠水したぞと、詰まっているんじゃないの、見てきてくださいというふうなことが気軽に言えるような現地出張所なんかも必要になるわけで、そういうふうなことできめ細かく見ていってもらわないとこれはどうしようもないと。一々技研さんに電話していたのでは、そのほうが早いという人もいるんだけれども、それでは大変だろうと、管理体制として。そういうふうに思っているところです。

阿部委員 最終的な恒久対策をどうするかどうかというのは、恐らくもうここは政治判断にならざるを得ない部分があるのではないかと思います。恐らくこの委員会の各委員の意見が一致するとか、ある程度近いところでまとまるということは難しいかなというふうに思っています。なので、そういう認識を前提として、ただしぜひこの専門委員会の先生方は竹の内を知っていただいたわけですから、今後ともその知見を何らかの形で県が、先ほど正隆さんが今後も継続的にというふうにおっしゃいましたけれども、モニタリングとか当然御協力していただくなりなんなりという体制はとる必要がありますし、また新たなそういう検討項目、こういうことも調べたほうがいいのではないかというときにはこの御協力できる体制をとった方がいいと思いますし、あと恒久か緊急かを置いておいて3ないし6の対策をやるというときに、じゃあこの竹の内処分場についてはどれが一番いいんだろうかと、完全に遮水することもやっぱりリスクがあるんだとすれば、つまり必ずしも6がいいわけではないんだろうと思うんです。なので、そういうところも御意見を伺うという、そういう意味でも継続的なつながりを持つということを考えてはいかがかなというのが一つです。

あと、先ほど住民側の委員も言いましたけれども、やはり今度は住民と県とのほうの対話の機会というのはこれでなくなる、ここがその機会かと言われるとそうではないんですが、何らかの別のそういう機会を設けていただくことは必要なのかなと思います。

尾崎委員 もし3から6をとられるのでしたら、私が午前中に言いましたように、やっぱり6のほうがいいと思うんですね。というのは、水処理しても完全に除去できるわけではない。そして、処理量が多くなればなるほどやっぱり危険性が大きくなりますので、6にしたほうが処理量が少なくていいのではないかと思います。私の私見です。

井上部会長 先ほどから何度も言っていますけれども、放流水、出てきた浸出水は環境基準を 超えているというわけではないところがあるんです。そういうことから見ると、水処理をする ということになりますと、かなりこれは正直言っておおきな無駄をしてしまうということが起 こってしまうんです。もちろんモニタリングをしなければいけないし、いろんな工事をやって いくときには水処理を前提にはしておかなければいけないところはあるんですが、そういうこ とも考えてどうするかを考慮する必要はあるんだということなんです。ただ、先ほどから私が 言っているのは、どこにするかという議論をこの3から6あるいは2から6のところにするこ とについては、先ほど私が言ったようなことから判断するということになれば、もう専門委員 会の中では多分できないでしょうねということを言った、それぞれの先生がそれぞれの考え方 を持っていて、専門委員会の中でもあまりまとめられない可能性が大きいのでそう言わせてい ただいた。さっきも申したのは、水処理ということから見ても、かなり出てくる水については 中で濾過がされたりして、結果的には水の水質というのはそれなりにいいものが出てきてしま っているということになっている。だから、中をいじってしまったりいろんなことをすると、 いろんなことがSSが出てくるというようなことは出てくるかもしれませんけれども、現状で はそういうことがあります。だから、遮水をするということはそれなりに外に出さないという 意味ではいいことになりますけれども、水処理そのものをとってもそういった放流水基準から 考えるといろんな問題点もございますということが言いたいんです。

それからもう1点、先ほどの阿部委員がおっしゃっていたことは、私も最後は政治的な判断にゆだねるより仕方がないのかなというふうに思いますし、今後どういった方法をとればいいかというのは、その上で進めていけば私もいいと思います。おっしゃるとおりだと思います。 犬飼委員長 それでは、やはり全量撤去か、その前のケース6までを恒久対策としてとるかというのはなかなか容易には一致しない。最後は政治的な判断だというふうなことのようですので、各人の意見を皆様にお聞きした上でそれを併記するというような形で県のほうには恒久対策の意見を出したいと思います。

専門委員の方々には先ほどの専門部会でいろいろ意見を述べていただきました。それにつけ加えることがあればお話しいただいていいと思いますけれども、それ以外の委員中心にお話をしていただきたい。恒久対策がどうあるべきかということについてお話をしていただきたいと思います。

阿部委員は先ほど言われたことですね。

それから、住民の方、どうぞ。それで、今日、今の発言を基本的には議事録からとって私が

まとめて、そして各人の意見として県の方には提出したいと思います。ただ、それをその前に 皆さまにごらんいただくというふうにいたします。はい、岡委員。

岡委員 処分場ができて、ことしは平成17年ですから15年たっているわけですよね。その 間、途中からかなりの公害が出て、地域住民が非常に苦しんできたということは現実の問題で す。やっぱり県の対応が35万4,000立米にもかかわらず102万立米も埋めさせたとい うこの責任というのは、単なる陳謝だけでは済まされないのではないかと。やっぱり現実にこ こに102万立米が入っていると。しかも井上部会長は基準値のことを言いながら、大して害 にはならないというような印象を与えるような言い方していますけれども、やっぱり安定5品 目だったらこんなにいろいろなものが出てくるわけがないんだから、たとえ基準値以下でもオ ーバーしても、やっぱり処分場から出ているということそのものが私は非常に問題だと思って いるところなんです。ですから、やっぱり全面撤去という問題が出てくるわけなんですけれど も。やっぱり廃棄物の量、県のほうに責任もあると思うんです。例えば102万立米入れさせ た指導監督の中で、マニフェストなんか全然出てこないんですよ。どこが持ってきたなんてい うのは、排出者責任の問題とか、そういったことが出てこないし、結局業者の方は捨て得とい うことになってしまっているし、我々は被害のこうむりっぱなしというようなことなんです。 こんな処理の仕方では絶対に納得できないと思うんです。ですから、さっきから繰り返し言っ ているように、やっぱり最終的には全面撤去という形でやってもらう以外には私たちは安心し て生活できないということです。

鈴木(健)委員 有害物質の関係では、鉛、砒素、水銀ですね。それからダイオキシン関係。 それから最近ではベンゼンとかというようなことで出ています。これは流出していないから、 井上部会長に言わせると流出水の基準にはオーバーしていないんだということで、したがって 害は与えていないんだというふうな言い方をしているわけですが、私は今、岡さんが言ったように、そういった有害物質がさまざまな形で基準値を超え、土壌汚染とかそういった基準値を 超えているわけですから、したがってやはりこれは問題がないとは言い切れない。処分場その ものがこれがやっぱり不法の処分場であったということなわけです。したがって、オーバー分 はもとより、許可内の容量分であっても安定5品目以外のやつが入っていることは事実なので、 そのこと自体を問題にしてこれはやはり基本的には撤去だというふうなことに私たちは、何度 も言うけれども、言わざるを得ないんですね。

それで、今後の持ち方について、いろいろこれまで調査をしまして数字を出してまいりました。私たちもいきなり資料をいただきまして、大変これはそういう実態なのかということもわ

かりました。しかし、その見方について、出ていても基準値以内だとか、あるいはまた人に直接害を与えているかどうかわからないんだというふうな、そういう流れになってきたわけです。 したがって、もう数字は出るものは出ていましたので、これをまたさらに調査して何かをしようというふうなことはもはや私は意味がないというふうに思っているんです。ですから、今までの調査したことはわかりましたので、今度は阿部先生が言うように、まさに県がこれをどのように廃止に向けてやるのかということの県の考え方一つにかかっているというふうに思います。

吉野委員 私は初めて意見を出しますが、私は井上部会長さんの意見に賛成したいと思います。 それと、この問題が始まったこともやっぱり土地を貸した地権者にも責任がございますので、 私たち地権者、私も実際の地権者、田んぼではなく山を貸した一人でございますので、この悪くなったことに対して非常に私も責任を感じているところでございます。 それで、少しでも環境を害さないように対策をとってもらうことに対しては非常にありがたいと思っておりますので、 やっぱり不可能なことばかり要求してもだめですので、 ケース 2 から 6 の間で順次実行できるような方法が一番私は望んでいるところでございます。以上でございます。

大内委員 いろんな意見があると思いますけれども、やっぱりこれは監督責任者である県の責 任は本当に大きいと思います。ここまで来るのに守る会の人たち中心になってやったことは確 かなんですけれど、いろんなことを言われました。一部の不満分子が騒いでいるんだと河北新 報にも載せられました。そして、それでもやっぱりめげずにやってきたのは事実なんです。そ して、いくら県のほうに私たちの要求を言っても、入れる範囲内だとかそういう話で、業者に 言えば「県から許可をもらっているんだから、あんたたち何を言うんだ」と。あの辺に行った だけでも「ここを通るんだったら名前を書いていけ」とかいろんなことを言われてたいへんな 思いをしてきたんです。そして、今さら過去のことを言う必要もないと思うんですけれども、 あそこに搬入阻止したのは守る会中心というふうになって、そして仮処分の申請をやってあれ を搬入をやめさせたんです。というのは、それについてだってみんな守る会の人たちがお金な い、どうするということだったんですけれども、各1戸1戸回って歩いて200円、500円、 1,000円、心ある人には5万、10万という寄附をいただいて、そして仮処分の裁判をか けて、そして決まったわけなんです。それらについては、今委員でいらっしゃる方々には全然 わからないと思います。やはり守る会の人たちからすれば、あと地元の人、守る会だけではな いです、地元の人もみんなそれに賛同してくれて、そしていくらかずつ各部落、他町村まで歩 いて、そして裁判費用捻出したわけなんです。それらについても考えれば、やはり私たちが最 初に県のほうに申し出をやったときに、もう少し住民の声に耳を傾けていただいたならば、最後の5%の増量、あの5%で恐らく102万のうちの50万ぐらい入ったんだと思うんです。あとの5%の許可をしてくれなかったら、こんなにならなかったはずです。あの段階でもう5%の増量を認められたんだからということで、あ、10%でしたか、業者はもう車を連ねて入ったきたんです。そしてそれを地元の人たちみんなチェックして、1日60台とかそんなのが連日入ったわけですから、後に入った量が多かったんです。そして、県だけでだめなものですから、今度は警察にも行って、こういうことで何とか取り締まってほしいといっても、「県で動かないことにはな」といって警察だって動いてくれませんでした。やはりこういうことがいるいろとあるものですから、県の対応をもっときちっとしていただいて、そして自分たちも軟禁された人がいたはずです。そのときに責任者の知事なり話をして、こういうことがあったんだとか言っていれば、もっと早く解決したのではなかったのかなと思います。

それで、今後の対応なんですけれども、もう学問的なことは全部言い尽くされたのではないかと思います。そうすると、地権者とそれから地元の守る会と県側との今後どうやっていくか、今日のまとめはまとめできちんと報告していただいて、その県とのパイプはこっちから申し出るのではなくて、そのパイプをきちんとつないでいていただきたい、私はそのように思います。そして、いつでも県との交渉ができるような体制をとっていただきたいというふうに思うんですけれども、よろしくお願いします。

渡辺委員 ただいま地権者としての御指摘を受けましたが、確かに私たちは根本はあの湿田地帯を何とか改善しようと、そういう思いで始まったわけでございますが、正直言って我々は全く教養がない、ただそれをうのみにしてやったために現在こうして皆さんに御迷惑をかけ、悪田対策において今県なり町なりいろいろと御迷惑をかけていることは確かでございますが、しかし私たちだって決してこのようなことを思っていたわけではございません。そこで、あと、今大内委員がおっしゃられました安定5品目ですから、有害物質はないと信用するんですが、ただオーバーの分、いわゆる5万4,400立方ですか、それに102万8,700ですか、このために大きな被害をこうむったということを私は認識しておりますので、今後ぜひ県として我々地権者といつでも話し合えて、前向きでいい方向にひとつお願いをして、私のお願いを終わります。

犬飼委員長 県とか町からの委員の方で、何かご意見等述べてください。

村田町生活環境課副参事(遠藤) 村田町の遠藤です。

前回の検討委員会のほうでも町のほうからお願いはしているところなんですが、午前中住民

の方々からも御意見がありました点を十分考慮していただきまして、有害物質を含んでいる分の撤去を初め、区域外、あと許可容量オーバー分も十分検討していただいた面積、それと量も出てございますので、それらを撤去なり十分対策を恒久対策等をお願いしたいと。町としても住民の不安のないような恒久対策をとっていただいて進めていただきたいというふうに思います。以上でございます。

三浦委員 私と柏木委員が県側から出ておる委員ですが、代表しまして私の方から一言申し上げます。

今日で第8回目になるわけなんですが、ずっと出させていただきまして、このような事態になったことに関しては県の責任もかなりあるのかなと深く認識しておりまして、改めておわびを申し上げなければならないと思います。

私どもとしましては、今日のこれまでの議論を踏まえさせていただきまして、特に緊急対策 につきましては相当早く、できる限りしっかりとやっていかなければならない、そういう思い をいたしております。

それから、今後の恒久対策につきましては、委員会としてのお考え、御報告をいずれ委員長の方から受けることになっておりますが、それを踏まえまして県内部でも、もちろん村田町とも相当御相談することになろうと思いますが、いずれにいたしましてもしっかりと対策をとっていかなければならないと、かように考えております。

犬飼委員長 それでは、私も意見を述べさせていただきます。

恒久対策としてですけれども、これは硫化水素、その他のガスや汚染水が周辺の環境や住民の健康に被害を及ぼさないように徹底的に管理をするという必要があると思います。具体的には硫化水素、その他のガス対策としては、覆土の管理を十分に行うこと、廃棄物層内のガスを人為的に集めて無害化したり、あるいは環境汚染しない方法で排出すること、廃棄物層の周囲にできるだけ広範囲に遮水壁を設けて処理場への水の流入をできるだけ抑えること、外部に出す水については北東に一たん集めてそれを浄化すること、環境モニタリングを継続してその結果を住民に知らせること、住民の健康相談を充実させ、そして今後も継続して行うとともに、健康調査を一定の期間ごとに継続して行うことです。以上の対策とは別に緊急対策としては先ほど述べたようなものです。

多少私なりの今までの説明をさせていただきますけれども、本件産業廃棄物処分場には、許可量の32万2,435立米、軽微変更を含めると35万4,435立米の3倍近い102万7,809立米の産業廃棄物が埋められておりますし、安定5品目以外の木屑や石膏ボード、

鉛、砒素などの重金属類が含まれているということも確認されております。このため、高濃度 の硫化水素が発生し、周辺環境を著しく汚染しておりました。その経過も踏まえて、住民の被 害感情といいますか、思いを十分受けとめた施策が必要であるというふうに思います。

この1年間、廃棄物量や水質、また発生ガス等、さらには健康について科学的に調査を行いました。そして、それ以前の調査結果とあわせて本件産業廃棄物処分場のリスク評価等を行っております。硫化水素その他の各種ガスについては、覆土により放散抑止効果が認められること、発生量が全体として少なくなっていることなどが調査の結果は示しております。しかし、現在でもなお高濃度の硫化水素あるいはメタンガス等が発生している地点があります。地中にとどまっているガスが地表に一時的に移動することによる環境汚染の危険性も否定できません。したがって、覆土を徹底するとともにガスを人工的な管で収集してそれを環境を汚染しない方法を講じて放散するということも考えるべきであると思います。

また、水質については、本件処分場の基岩層の地下水は下から水の被圧を受けている。したがって、上から下方に水が浸透しにくいという状況になっております。そこで、周囲に遮水壁を設けて処分場に外部からの水の流入をとめて、それにより外部から入った水が廃棄物層を通して外部に流出しないようにすると。また、処分場に降った雨水等については北東に集めて、そこが出口になっておりますので、そこで一度水を貯留してそれを汲み上げ浄化してから外部に放流するということ、そういう施策をとることが必要であるというふうに思います。

以上ですけれども、今後とも環境モニタリングを継続して行い、その結果を住民の方に知らせる必要がもちろんあります。住民の健康被害については、今日もさまざまな訴えが述べられました。やはり健康相談を今以上に充実をさせると。住民の意見も聞いた上で健康相談を今以上に充実して行うということが必要であると思いますし、一定の期間を置いて定期的に健康調査を実施し、健康状態を把握しておく必要かあるというふうに思います。

それが私の意見です。以上です。

それで、先ほどちょっと申し上げましたように、皆さんの意見を私のほうでまとめて、そして一本化はしませんでしたけれども、皆さんの意見を正確にまとめてそれを県のほうに報告したいというふうに思います。それについては、事前に発言者の皆さんに確認をとります。ただ、多分報告書は今までのいろいろな経過、委員会の経過や調査結果等についても報告書に書くことになると思いますので、それについては事務局のほうにまとめていただこうと思っております。それも含めて皆さんには一度目を通してもらって、御意見を聞いて、宮城県のほうに御報告をさせていただきたいと思います。以上です。

佐藤(正)委員 尾本委員もまだ発言をしていなかったと思うので、私も聞かれなかったんです。

尾本委員 何もわからないまま委員ということで入ったわけでございまして、いろいろ今まで 各先生方のお話、又は地区住民、地権者の方々、守る会の方々のいろいろなお話をお聞きしま してきたわけでございますけれども、最終的にはこの問題は本当になかなか難しいのかなと思っているわけでございます。そんなところで、端的にどうすればいいかという委員長の今のお話を聞きまして、それも本当に困った問題だなと思っていたわけですけれども、最終的にはや はり先ほど委員長さんが言われたとおりの対策を講じていただいて、なるべく地区住民、地域の方々の意見を大いに取り入れていただいて意見書をまとめていただきたいと、こう願うところでございます。以上、私の私見でございます。よろしくお願いします。

佐藤(正)委員 全量撤去かそうでないないのかということなんですけれども、今、終わりに当たって先ほど犬飼委員長の御報告を聞きながら思ったことは、私たちはまだなすべきことをしていないのではないかというふうに感じているところです。まだまだやらなければならないことがいっぱいあるよと。それは井上部会長と論争もまだ中途半端でありますし、廃棄物処理法の研究もまだ半分であるということがございます。だけれども、差し当たりは法律家の阿部先生の全量撤去の先ほどの演説はきちっと筋が通っていたと。それを全面的に支持するということでございます。なすべきことをなしたいと思っております。

阿部委員 この委員会の対象事項から外れると思うんですが、要望事項です。今後金かかります、間違いなく。排出事業者の責任は徹底的に追求してほしいと。とれるかとれないかは別問題。やるかやらないか、やるということで、これはやっていただきたいというのが一つ。

もう一つ、今回の場合には行政の不作為の責任、どうして住民の要望にこたえられなかったのか、どうして耳を傾けなかったのか、どうしてあのときにこういうことができなかったのかというところの顛末はきっちりとまとめていただきたいということです。いずれ責任論になるんですが、責任論はこの委員会の所管ではないということではありますが、やはり住民の方々の中にくすぶっている問題というのはどうしてやってくれなかったのかというところにありますので、そこは必ず総括していただきいたというふうに思います。以上です。

犬飼委員長 それでは、終わりでいいですね。

最後にごあいさつをさせていただきます。

知事は終わってから委員会とは別にごあいさつをしてもらいます。

1年間本当に大変ありがとうございました。現在の科学水準にのっとったようないろいろな

調査をしてもらいましたし、また専門家の先生方にも専門的な所見をいただきました。本当にありがとうございます。また、この委員会が始まるときに住民の方が委員になるというふうに後から聞いて、当事者が入るということでびっくりして、どういうふうな委員会になるかなというふうにも思っていたんですけれども、真摯な御意見を述べていただきまして、住民のお気持ちというものがよく理解できたというふうに思います。本当にありがとうございました。

過ぎ去ってみると1年というのは非常に早いんですけれども、やはり住民の気持ちをいつも 受けとめなければならないということで大変重い1年であったと思いますけれども、おかげさ まで1年が終わって、少なくともまとまった意見として緊急対策についてはまとめて意見を述 べることができました。恒久対策については、各論併記というふうになりますけれども、これ は正確に県のほうにお伝えしたいというふうに思います。県は今後とも住民との意思疎通とい うものを十分に図って今後の対策をとっていただきたいと思いますし、何よりもここでは取り 上げませんでしたけれども、やはりこういうことが二度とないようにきちんと行政としての機 能を果たしていただきたいというふうに思います。

以上です。どうもありがとうございました。

4.閉 会

司会 委員の皆様、長時間の御審議、どうもありがとうございました。

ここで知事からごあいさつを申し上げます。

浅野知事 それでは、私からもう閉会してからでございますけれども、ごあいさつを申し上げ たいと思います。

こういう場でのごあいさつですから、委員の皆様、犬飼委員長を初めとする皆様に御礼を申 し上げ、そして決意表明を申し上げて終わるべきところでございますが、感想を申し上げさせ ていただきたいと思います。

まず、僣越なんでございますが、先に御礼の方を申し上げますと、今日、それから第1回と 出させてもらいましたけれども、大変詰めた御議論を真剣にやっていただいたということを、 また内容からいっても大変難しい御議論をおまとめになったということで、委員の皆様はもち ろんでございますけれども、犬飼委員長、それから井上部会長、心から感謝を申し上げたいと 思います。今日はまた住民の方々も御意見をおっしゃるということでおいでいただきまして、 最後まで傍聴いただいたことも大変ありがたく思っております。

感想でございますが、まず一言で言えば大変に困っております。これは困っているというこ

とでは済まない、何度も出ましたけれども、これからは政治的な判断だということをおっしゃ いました。それはそうだろうと思います。ただ、政治的判断というときに、たまに理屈にあわ ないのをやるのが政治的判断ととられるとすれば、それはこの件に関しては絶対に違うと思っ ております。つまり、この問題は現在、それから将来にわたって生活環境保全上の支障はどう あるかということの1点が非常に大きな問題だと思います。もちろんその前に大内委員が最後 にもおっしゃったのは本当にそうですけれども、県は一体何をやっていたんだという、阿部委 員がおっしゃった不作為の問題、それから業者の問題もあります。この責任追求、それは積も り積もって、また住民の方々が守る会の方々を中心として一部のあまりよくない言われ方をし たということの悔しさもあるだろうと思いますし、それも含めて責任追求、これはあるわけで ございますが、この委員会は総合対策検討委員会で、これからどういうふうにしていこうとい うこと。その際に環境上の問題としては、まさに1点生活環境保全上の支障が現在及び将来に わたってあるのかということでございます。これは本当は全面撤去しかないんだけれども、た だこれは金がかかるからやらないというのは全く正しい判断ではございません。したがって、 私は今日は専門部会の御意見に本当に真剣に耳を傾けておりました。その結論はちょっとはっ きりしなかったということのようですけれども、私はケース2から6まで、そういうようなこ とを、この中で一つ選ぶことができなかったながら、そういうことをしっかりやっていけば生 活環境保全上の支障は排除できるということを専門家の見方としておっしゃったのではないか と。一部委員はモニタリングしなければならないというもちろん留保つきではありますけれど も、そういったことをしながらケース3ないし6までの案のいずれかということをとれば、生 活環境保全上の支障というものは将来にわたってもなくすことができるというふうなのが専門 家としてのさまざまな分野の結論ではなかったのかというふうに私は素人ながらに聞きまし た。ただ、午後からの委員会はそれだけでは済まないよというお話、それもいろいろ展開され ました。ということで、それもこれも組み合わせて考えていかなければならない。

最後に佐藤委員がなすべきことをなしていないというのは大変私もショックではございました。なすべきことをなしていないということに科学的、専門的な知見についてということも入っているとすれば、それはちょっとこれからどういうふうに私が政治的判断をしていったらいいだろうかということで大変困っております。ここは後のいろんなところは何とか判断の範疇でできるんですけれども、専門分野でこういう知見が入っていない、例えば今の調査についても調査の仕方が悪いから、それから調査の結果の評価が間違えているという議論だったらば、これは私は政治的判断は非常にしにくいです。それを超える知見を私は持っておりませんので。

最後に佐藤委員がおっしゃったことを解明しないと最後の感想も申し上げにくいんですけれど も、ただそれも含めて今日はみっちり聞かせていただきましたし、これから考えさせていただ きます。

今、事務局に対する不信感も出ています。過去はそうでした。ただ一つだけ言わせていただきますと、今の事務局は知事に対してうそを言っているとか、言うべき大事なことを言っていないということは1件もありません。それはありません。もし私が理解していないところは私のせいでありますので、これだけは今の事務局の誇りと自負のために申し上げておかなければならない。いろいろ至らないところもあるでしょう。私に対してうそを言っているということはございません。今日ずっと聞いていてもそのように思っておりますので、これだけはぜひ御理解いただきたいと思います。

決意表明ということで言えば、今日まで、それからこれから御報告を受けるわけでございますけれども、まさに政治的判断をしなければならないということ、これは主に恒久対策についてだと思いますけれども、政治的判断以前の問題としては緊急にやるべきこと、これはもうすぐやれます。、担当部長からも今お話がありましたように、すぐやれるものはすぐやりますということで、これはお約束をさせていただきたいと思います。

それから、この場でのお話ではありませんけれども、阿部委員からも最後にあった責任の問題、これは我々行政、それから業者、業者の責任追求は特別措置法を適用する場合の絶対要件でありますので、これは当然やりますし、そうでなくても当然やります。どこまで結果として追求できるかは別として、これは最大限やっていくことは我々の義務でありますので、やらせていただきます。そんなことも含めて、我々としてはまた新たな覚悟を決めて、これからまず皆さん住民の方々に安心して暮らし続けていくことができますようにということを最大のポイントして対策をとらせていただきたいということをまず言わせていただきます。

終わりになりますけれども、皆様方のこれまでの御努力に心から感謝を申し上げ、そしてまだ引き続きいろいろ御助力賜ることがございますので引き続き御支援を賜りますようお願いを申し上げまして、私のごあいさつとさせていただきます。

司会 それでは、これで村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場総合対策検討委員会の一切を終了いたします。皆様、まことにありがとうございました。